

1975年10月9日第三種郵便物認可・毎月1回1日発行

ISSN 0582-4419

政策資料

No.283

《復刊178号》
1990年4月1日

第39回

衆議院議員総選挙政策・声明資料集

日本社会党政策審議会

防衛予算の凍結宣言の提唱について

——国会に「軍縮特別委員会」の設置を——

日本社会党

一、マルタの米ソ首脳会談、「ベルリンの壁」の撤去に象徴される最近の欧州情勢の大きな変化は、戦後の世界を規定してきた。米

ソ冷戦構造の終結を示すものであり、今後、試行錯誤をくり返しつつも、国際的には協調・連帯・共生のもとに軍縮・平和の方向に進展していくことが予想される。

問題は、これが、アジアに何らの影響も及ぼしていないことである。日本はグローバルな緊張緩和・軍縮の新たな現実に対し、傍観者の立場をとることは許されない。世界が軍縮の方向に向う時、経済大国としての日本が貢献することが数多くあり積極的な発言が求められる。これまでの「仮想敵国」とされてきたソ連が大きな脅威となりえない今日、日本の安全保障政策は、防衛費増大に頼るのではなく総合的な平和保障の方針への転換が必要である。とくにアジア地域、とりわけ東北アジアの緊張を、平

和・軍縮へと転換することが焦眉の課題となっている。

一、八〇年代に入つて日本は、およそ年率五%あるいはそれ以上の率で防衛費が増加し、軍事費のランギングが急上昇、世界第三位となつた。七一年から八六年までの各西ドイツ二五・八%、英國一二・二%に対し、日本は一三八・七%で、トルコの一五三・一%につぐ世界第二の伸び率である。G N P 比一%枠内であつても、防衛費の総額はきわめて巨額であり、予想される今後の経済成長率では、さらに増大していくことは明らかである。このままで、「平和と国際協調」を国家目標にかかげてきた日本が、アジアのみならず、世界の新たな脅威となることは必至である。

一、政府・自民党は、日本の軍事費の増大をもつて、日米安保のもとの「国際社会へ

の貢献」としてきたが、米ソ、欧州各国の軍事費の削減が明白となつた今日、この国際認識は、世界の変化と日本の政治・外交政策との間にいちじるしい格差を生み出している。にもかかわらず、海部内閣は、一九九〇年度予算では、引き続き防衛予算の突出をはかり前年度比六・一%増の四兆円をこえる巨額の予算を組んでいるのである。これは、旧態依然の冷戦構造の認識を改めていないことの証左であり、いまこそG N P 一%枠に代わる新しい軍縮の発想が求められている。

一、国会は、一九七八年五月、第一回国連軍縮特別総会にむけて、非核三原則の堅持、全面完全軍縮、非核武装地帯の設置、軍備費の削減など全面完全軍縮をめざす国会決議に引き続き、一九八二年五月、第二回国連軍縮特別総会を目前にして、衆参両院でも同趣旨の決議が採択された。この国会決議をふまえ日本政府は、同年六月の国連特別総会で、①国家間の信頼関係の促進によって軍備そのものを縮小に転じさせること、②軍縮により創出された人的・物的余力の効率的活用による社会不安や貧困の除去、③軍縮を促進するための国連の平和維持機能の強化・拡充を「平和の原則」として訴えた。この軍縮目標は、国際公約であるとともに日本国憲法とも合致したもので

あり、与野党の一致した課題である。

一、したがつて、わが党は、防衛予算の水準をこれ以上引き上げないために、さきの九〇年度予算についての党首会談で八九年度予算総額での凍結を海部首相に申し入れたが、改めて、向う三ヶ年間、八九年度の防衛費の総額で防衛予算の凍結宣言を国会で決議すべきである。防衛費の突出してきたもとで、三年間の凍結でも巨額の防衛予算が削減される計算になる。これの削減された予算は、世界の平和と繁栄のために積極的にふりむけることにする。その際、アジア諸国民の生活基盤の開発、環境保全と人権擁護、技術力の提供などにふりむけることも合せて宣言する必要がある。これをうけて次期中期防衛力整備計画も当然見直されることになる。

一、平和国家日本として軍縮・平和に着実に貢献していく日本の安全保障政策の確立をはかるため、衆参両院に「軍縮のための特別委員会」(仮称)の設置を提唱する。この委員会は、大蔵省、防衛庁、外務省等関連省庁・民間研究機関、軍縮・平和団体などからの資料提供をうけ、日本の軍縮に関する本格的な論議を深め国民合意のもとに九〇年代の安全保障政策に貢献することになる。

わが党は、最近の国際動向にそつて、東北アジアの信頼醸成措置を緊急に確立するため、政治的デタントと軍事的デタントを促進し、アジアの軍縮を実現するための日、米、中、ソ、南北朝鮮など関係諸国による宣言は不可欠である。

一九九〇・一・五

國民と國会を結ぶ ——国会改革法(仮称)の制定——

日本社会党

のために緊急な課題となっています。

一、国会改革の第一の課題は、立法府と行政府との間に「索制と協調」の新しい関係を確立することです。自民党の長期支配が続いた結果、各省庁の機構・運営および高級官僚は自民党政治の利益体系に組み込まれているばかりか、情報の自民党への集中はもとより選挙の候補者や資金的供給源とさえなっています。こうした癒着を是正し、立法府と行政府の新しい緊張関係を確立することは国会改革の大前提といえます。このためには、(一)高級公務員の退職後一定期間の立候補禁止措置を講ずること、(二)官房長・局長・事務次官および外局の長ならびに関係特殊法人の長にかかる人事

の国会承認事項とすること、(三)省庁の部局の統廃合は法律事項とすること、(四)全権大使の任命は国会の承認事項とすること、(五)歳入にかかる税制改正法案は予算審議と切り離して前年の秋に税制国会として審議すること、(六)決算については出納閉鎖後一年以内に内閣は国会承認を求めなければならぬこと、また決算審議における衆議院・参議院の付帯事項および不承認事由についての内閣の是正内容の国会への報告、等の制度改革を検討する必要があります。

三、第二は、行政優位の政治を改め、政党および会派を基本とする国会運営に転換することです。議会制民主主義は政党政治を土台としているにもかかわらず、現行の国会制度は個々の議員活動を主体とする仕組みとなっています。先の消費税廃止国会では四党・一派によつて廃止法案が協議・策定されたにもかかわらず、国会審議においては各党の政策責任者が答弁することができぬとの矛盾はこれによつています。したがつて政党を基本とする名実ともに議会制民主主義を発展させるためには、(一)議員による議案提案権に加え政党、会派による議案提案を認めること、ただし予算をともなう議案については現行の議員数を要件(衆議院五〇名以上、参議院二〇名以上)とすること、(二)政府および野党提案の議案と

も同等に審議する慣行を確立すること、(三)議員固有の権利である国勢調査権の徹底保障とともに、政党・会派の調査権を保障し、一定の手続きにもとづく資料・調査要求について省庁および政府関係機関の協力を義務付けること、(四)議員提案立法を審議するために必要な費用を保障すること、などの改革を行うべきです。

四、第三は、国会の調査・立法体制を強化することです。社会経済の複雑化と法律の高度化、専門化に対し国会が十分機能していくためには、国会は内外の情報を調査・蓄積していく機構、スタッフ、予算が必要です。具体的には、(一)現行の委員会調査室を衆議院、参議院それぞれ調査局として改変し、スタッフ、予算を当面倍増する、また現行の国会法の規定に具体的な手続き規定を定め、調査局長に対し省庁、政府関係機関に対する資料提出、調査協力の権限を保障する、(二)衆・参の各法制局のスタッフを強化するとともに法制局局長の省庁に対する審議の在り方を見直す必要があります。すなわち、(一)衆議院においては行政別委員会を基本としつつ法案審議とは別に議員、閣僚、参考人による円卓会議を採用し、政策討議を深める、(二)参議院では社会経済の長期的視野に立ち、かつ行政の縦割り主義の弊害を国会の場から是正していくため、「国際交流委員会」、「高齢化社会委員会」等に改める、(三)政党間論争を充実させるため質問時間の制限は行わず、閣僚答弁にかかる官僚答弁は法律執行上の技術的問題の範囲にとどめる、等の委員会改革を行うべきです。

五、第四は、国会審議の改革問題です。二院制の意義を高めるためには衆・参の委員会審議の在り方を見直す必要があります。すなわち、(一)衆議院においては行政別委員会を基本としつつ法案審議とは別に議員、閣僚、参考人による円卓会議を採用し、政策討議を深める、(二)参議院では社会経済の長期的視野に立ち、かつ行政の縦割り主義の弊害を国会の場から是正していくため、「国際交流委員会」、「高齢化社会委員会」等に改める、(三)政党間論争を充実させるため質問時間の制限は行わず、閣僚答弁にかかる官僚答弁は法律執行上の技術的問題の範囲にとどめる、等の委員会改革を行うべきです。

六、第五は、国会が独自のマス・メディアを用いての情報収集機能を高めるとともに、国政全般にわたる年次報告書を義務づけ、また国政の重要な問題に関する調査報告を定期化する。また官・民を問わず公表したすべての報告書、刊行物、

レコード、CD等文化的著作物等々の国会図書館への提供を義務付ける、(四)衆・参の各調査局、スタッフは省庁、自治体、民間研究機関への研修派遣など人事交流を行うとともに、特定の調査課題の民間委嘱、諸外国の国会および行政機関・研究機関に対する職員の派遣および受け入れを行い国際的なネットワークを形成する、(五)国会図書館、国会の各調査局、省庁の情報をコンピューターによってオンライン化、調査・立案に即した相互利用を強化すること、などが必要です。

持ち、自ら国民に接近することです。そのためには、(一)アメリカの連邦議会のテレビ放送(C・スパン)に倣つて、国会審議の放送を専門とするテレビ機構を創設することと、(二)国会資料・広報センターを設立し、国会に提出されたすべての資料を国民に公開するとともに、週刊単位の資料・広報誌を発行する、等は情報公開を国会自ら実施するうえで重要な課題といえます。

七、国会改革はなによりも政治改革の重要な一環です。したがつて以上指摘してきた制度改革は政権交替による民主政治を発展させるためにも重要だといえます。そしていまこの政治改革は、参議院の与・野党逆転によつて大きく第一歩を踏み出したわけであり、参議院の実績を踏まえこれを制度的に発展・充実させることが各党に課せられた新しい義務だといえます。このため社会党は、以上のような具体的な課題の実現をはかるため、総選挙後の特別国会において各党と協議し、「国会改革法案」(仮称)を提案する方針です。

一九九〇・一・一一

中国の戒厳令解除について（談話）

日本社会党
書記長 山口鶴男

一、わが党は、中国政府が昨年四月以来実施していた戒厳令を本日付で解除したことを歓迎する。わが党は、これを機会に中国が民主化を進め、中国の改革・開放の政策がより発展することに期待したい。

一九九〇・一・一一

談話

日本社会党
書記長 山口鶴男

一、わが党は、総選挙後にも、中国共産党との党間交流を再開し、日中両党ならびに両国の友好関係の発展とアジアの平和のために協力を強めていく方針である。

一、本日、藤波元官房長官は、次期総選挙への立候補を表明したが、藤波氏は、リクルート事件で起訴され現在公判中である。一、国民は、リクルート事件について、疑獄の全構造を解明し、汚染議員の政治的道義が党は、引き続きリクルート事件の全容解

明に努力し、次期総選挙では、政治改革を選挙の争点にかけ、国民の支持と共感を広げていく決意である。

一、被告人である藤波氏の立候補表明は、政治家としての反省がないばかりか、政治改革をもとめる国民の声を裏切るものであ

一九九〇・一・一二

われわれの九〇年代国際社会協力の指標

—理念なき海部総理の訪欧に関連して—

日本社会党

書記長 山口鶴男

一、ソ連に端を発した改革のうねりは、また

たく間に東欧全域に波及し、「ベルリンの

壁」撤去に象徴される東西冷戦構造の終結

と、本格的な東西和解、交流、協力の気運

が急速に高まりつつある。マルタでの歴史

的な米ソ首脳会談は、その過程の中での產

物であると同時に、この気運をさらに加速

させるものであった。わが党は、この新し

い情勢を歓迎し、日本もまた旧来の思考と

外交姿勢から脱却して、本格的な冷戦終結

と世界平和の創出に積極的なイニシアティ

る。わが党は、藤波氏の立候補辞退をもとめる。また、高石元文部事務次官を含む政治家がこの選挙でミソギを受けようとする一連の動きを、国民とともに断じて許すことはできない。

「西側体制の優位性の証明」と評価することは、全くの後向きである。従来の「東西対決」の枠組みを超えた新時代を作りだすことこそ、九〇年代の新しい課題であつて、その意味では、「西側」もまた問い合わせられるのである。

一、わが党は、現在のソ連・東欧諸国の改革から発信されている平和と軍縮、「人間の顔をした社会主義」のメッセージを心から歓迎する。また、米ソ等がすでに軍事費削減に着手していることを支持し、一層の促進を期待する。ソ連・東欧諸国が直面している経済的困難にたいしては、日本が積極的かつ速やかに経済的、技術的な支援、協力をを行うべきであると考える。わが党は、このような改革と緊張緩和、友好と協力の気運が、アジアにおいても速やかに醸成され、成功裡に進展することを強く期待する。とにかく、ソ連などと軍事的、政治的に対峙してきた日本は、今こそ憲法の精神に立ち返つて、この新しい時代の要請に応えて、アジアに位置する経済大国として、大胆なイ

は、必然的に敵対的軍事ブロックの維持や冷戦下の軍拡競争とは相入れない。したがつて、ワルシャワ条約機構もNATOも、軍事的機能の縮小と相互軍縮の推進が可能かつ現実的な課題となつてきている。この新しい情勢を「封じ込め政策の勝利」とか「西側体制の優位性の証明」と評価することは、全くの後向きである。従来の「東西対決」の枠組みを超えた新時代を作りだすことこそ、九〇年代の新しい課題であつて、その意味では、「西側」もまた問い合わせられるのである。

一、わが党は、現在のソ連・東欧諸国の改革から発信されている平和と軍縮、「人間の顔をした社会主義」のメッセージを心から歓迎する。また、米ソ等がすでに軍事費削減に着手していることを支持し、一層の促進を期待する。ソ連・東欧諸国が直面している経済的困難にたいしては、日本が積極的かつ速やかに経済的、技術的な支援、協力をを行うべきであると考える。わが党は、このような改革と緊張緩和、友好と協力の気運が、アジアにおいても速やかに醸成され、成功裡に進展することを強く期待する。とにかく、ソ連などと軍事的、政治的に対峙してきた日本は、今こそ憲法の精神に立ち返つて、この新しい時代の要請に応えて、アジアに位置する経済大国として、大胆なイ

ニシアティブを發揮すべきである。

一、海部総理は、欧州八カ国を歴訪し、ポーランドやハンガリーなど東欧諸国への援助策を含めたわが国の外交方針について一定の見解の表明といくつかの提案を行なつた。しかし総理のベルリンにおける演説は、今後の日本の国際協力の基本方向を示すということで期待されていたが、新しい外交の理念も政策も不明確でその期待に応えていない。しかも、ハンガリーやポーランドなどの東欧諸国の国民に対しても、援助の条件として西側の価値感を強要し、相手国の国民的ニーズに応える姿勢は見せず、これまで政府首脳が外遊のたびに行つてきた、その場しのぎの人気取りの「小切手外交」の延長でしかなかつたことは極めて残念である。

一、また、海部総理は、アジア・太平洋地域の平和と繁栄を強調しながらも日本自らの軍縮については一切触れていないばかりか相変わらず力の均衡論の立場を表明し、冷戦時代の延長そのものの反映でしかない、四兆円を超える巨額な防衛費を予算化したことを見直してはいる。これは国際的な軍縮のながれに逆行する政策であり、これによつて近隣諸国の不安と警戒心を一層高めることは必至である。

一、われわれはいま、地球的規模で深まつて

いる諸々の危機にたいして人類の共生のため緊急な対応が求められていることを認識しなければならない。その一つが開発途上国が当面している飢餓と貧困、無教育の克服と南北格差の解消、人権の抑圧からの解放である。もう一つは、すでに手遅れとも言われている地球環境の保全についてである。したがつて、いまこそ「われわれは全世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」という憲法全文の精神で人類の共生に向けて積極的貢献をすべきである。このためわが党は、当面、九〇年代の国際協力の在り方として次の指標を重点に取り組む。

(一) 共生の理念で積極的な国際協力を

1 国連で採択された「国家の経済的権利義務憲章」に則り、主権平等、内政不干渉、不侵略、平和共存、人権と基本的自由の尊重、覇権及び勢力圏の追求を試みないこと、国際的な社会正義の促進などを内容とした「国際協力憲章」を国会で採択する。

2 ODAが真に最貧層の人々の救済（毎日、五歳未満の子供が飢餓や病氣で四万人も死亡）と被援助国の自立に役立ち、併せて国民の理解と協力のもとに一層拡充されるよう他の野党と共にその理念や

基本原則、優先順位、情報の公開、計画と予算についての国会の関与、実施体制の一元化等についての基本を定めた「国際開発協力基本法案」をまとめ、できるだけ早い機会に国会に提出しその成立を図る。

3 国際協力の推進に当たり、公的な国際機関とより緊密な連携を強めて事業の公正性の確保や適正化に努めることとし、また、日本ユニセフ協会などの多くのNGO（非政府機関）が果たしてきたいる役割を重視し、その活動に積極的な支援を行うとともに、それら諸団体の経験や意見が広く政策の確立や計画の立案に活かされるよう国会における意見の聴取などそのシステム化を図る。

4 ソ連や東欧に対する支援や協力については、食料については緊急に行うこととするが、経済協力全般については、当該国からの具体的要請事項にもとづき中・長期の方針をもつて対処することとし、併せて、冷戦時代の遺物でもあるココム（対共産圏輸出統制委員会）を撤廃するため日本が率先した役割を果たす。

(二) 国際的な人権擁護の拡充に一層の努力

本部を発足させ、九月にニューヨークで開催される「子供サミット」の成功に協力すると共に、日本の子供の人権確立にむけて関係国内法の整備と教育環境の改善を進めるなど集中的な取組みを行う。

2 今年は国連総会が決議した国際識字年

であり、教育に関する最初の世界会議である「万人のための教育に関する世界會議」が開かれる年でもある。よつてこの会議の成功とユネスコ等の関係機関の努力がむくわれるよう可能なかぎりの行動を開拓することとし、とくにアジアに非識字者が七割も集中している状況にかんがみODAの重点事項として識字教育に対する協力を抜本的に強化する。

3 国連と協力しながらアジアにおける人権条約と人権機構の設立に向け努力するとともに、アジアの平和、自由、平等、発展を目指す「アジア人権基金」の設立のための支援を強化する、また、南アフリカのアパルトヘイトに反対するとともに人種差別撤廃条約、市民的および政治的権利に関する国際規約（B規約）についての選択議定書、拷問禁止条約の早期批准をはかり、かつ、国連関係人権条約の全てを批准するために一層努力する。

(三) 地球環境保全について、人類は持てる

力を振り向ける国際的な共同の政治行動が肝要となつてゐる。そのため「人間は環境破壊の実行者であると同時に被害者が密接不可分に結びついており、生産と消費の在り方を環境との調和をもとに見直すべきであるとの観点から、環境を破壊しないテクノロジーが、食料と農業、エネルギー、交通、産業、都市開発などをすべての政策の基本に据えられるべきである」（社会主義インターナショナル環境委員会報告）との認識に立ち、まず我が国が国会において、世界に向けて「地球環境保全宣言」をすると共に、一九九二年ブラジルで開催予定の第二回国連環境会議に向けて、「地球環境国連特別総会」の開催と「地球環境年」および「地球環境の一〇年」計画の決定を働きかけるとともに、わが国自らが具体的な行動計画を策定し、その推進をはかる。

(四) 国連を中心とした平和外交の推進と軍縮の徹底を

1 米ソなどはすでに軍事予算の削減に着手しつつあるが、これをアジア・太平洋地域に拡大、定着させるために、アジア・太平洋軍縮会議の設置とそのセンターを日本に置くことを提案すると共に日本自らもその範（当面軍事費の前年度並に凍

結、そして削減計画を策定するなど）をしめす。

2 国連の場において、海洋非核条約を唱しその実現をはかる。そのため、非核化の条件やタイムテーブルの策定を急ぐ。アジアにおける平和な国際環境を構築するため、「共通の安全保障」の観点で、歐州並の「平和のテーブル」を通じての信頼醸成措置の形成とアジア平和保障会議の実現を図る。

3 アジアにおける平和な国際環境を構築するため、「共通の安全保障」の観点で、歐州並の「平和のテーブル」を通じての信頼醸成措置の形成とアジア平和保障会議の実現を図る。

4 朝鮮半島の平和と統一のための国際協力会議を設置し、南北当事者と日米中ソ等による対話と統一のための環境作りを進めること。

5 国連の諸機関の活動がより大きな成果が得られるように、各種分担金の増額や人材の派遣等についてなお一層の貢献をするとともに、わが国自らがより積極的責任を果たすために、各國の理解と協力を得ながら諸機関の機能（本部、支部など）を日本に進んで誘致し、活発な活動ができるよう環境整備（事務所設置についての優遇措置等）に努める。

一九九〇・一・一八

談話

日本社会党
書記長 山口鶴男

一、本日午後、本島長崎市長が市庁舎玄関

において、銃撃をうけ、大ケガにあつた。

本島市長は、一昨年来「天皇の戦争責任」発言で、国民の間に改めて戦後日本の歴史を考え合う機運を作つた。しかし、右翼の脅迫をうけ、家族を含め身辺が心配され、わが党は、これらの動きに抗議してきたところである。本日のこのようなテロ行為は、言論の自由、民主主義への重大な挑戦であり、わが党は、断じて許さない。

一、自からの信念に基いた発言への批判は、言論によって行なうべきであつて、何人であつても、これを暴力によつて抑圧することはできない。

わが党は、本島市長が一日も早く全快され、市政をすすめられることを心から祈念するとともに、再びこのようなテロ行為が発生することのないよう、関係当局に万全の措置をもとめる。

一九九〇・一・二十四

党声明

日本社会党

一、海部首相は、本日午後、国会を解散した。

わが党は国民とともに、リクルート疑惑事件と消費税導入の強行によつて失つた。

以上

一、わが党は、この解散を「消費税廃止解散」と位置づけ、選挙争点を明確にし、野党結束を強め、自民過半数割れを実現し、激動する内外情勢に対応する国民連合政権を樹立する決意である。

た政治の信頼を回復するため、早期国会解散を強く求めてきた。

しかるに、自民党は竹下首相の退陣表明以来、政権の延命に固執して、およそ一〇ヶ月の政治空白を重ね、憲政の常道と民意を無視してきた。前回の総選挙以来三回の党利党略の政権たらい回しの末の解散であり、まさに遅きに失した解散である。

一、本来解散にあたつては、国民の前に選挙争点を明確にすることが議会制民主主義の基本であるにもかかわらず、自民党政内抗争によつて、首相の施政方針演説は封じられ、また、選挙の争点穩しをねらつて各党の代表質問を行わせなかつた。このような国会運営こそ、自民一党支配のおごりの政治が生み出したものであり、この一党支配の政治を終らせることが総選挙の重大な国民的課題である。

政府予算案のやり直しについて

—平成元年度補正予算と平成二年度予算の組み替えについて—

日本社会党

政府・自民党の今年度補正予算案は衆議院の解散によつて廃案となり、平成二年度予算案も提出されなかつた。これは自民党政権担当能力のなさを示す事態である。

したがつて今年度補正予算案と二年度予算案は抜本的に見直されなければならず、そのためわが党は、来る総選挙で自民党を過半数割れに追い込んで、自民党政権に代わる国民連合政権の実現をめざす。

一、平成元年度補正予算について

(一) 選舉日当時の政府補正予算案

五兆九千億円近くに及ぶ今年度政府補正予算案は、意図的に当初の税収見積りを抑えた結果にすぎず、ごまかしの予算編成を示すものである。当初予算では、財政再建を建前にした歳出抑制を続けながら、政府・自民党に都合のよい政策経費を補正予

算に大幅に盛り込む財政運営をこれ以上許すことにはできない。

今回は、三兆円を超える税収の追加と前年度剩余金を主たる財源として、ツケ回しで累積した隠れ借金の一部を返済し、赤字国債の発行を減額すると同時に、自民党的総選挙対策そのものの農林業や中小企業支援策、長寿社会福祉基金などを盛り込んでいる。まさに選舉日当時の政治的な補正予算案であり、衆議院の解散で廃案となつたのは当然である。

(二) 必要最小限の補正予算へ

わが党は、補正予算については、災害復旧や公務員給与の引き上げなど必要最小限の義務的経費に限るべきであるとの原則を踏まえ、編成替えを実施する考えである。そして残余の歳入については来年度への繰り越し措置を実施するとともに、補正予算

二、平成二年度予算組み替えの基本方針について

(一) 二年度予算は二一世紀の入口＝九〇年代初の予算であり、ゆとりのある豊かな生活の実現、軍縮・平和と世界の発展をめざした国際的な貢献を展望した予算とする。

(二) 経済の歪みを正し、地価等の高騰等に起因して拡大傾向を強める資産・所得・生活格差を是正し、生活向上をめざした内需拡大によって国際協調を図り、実質五%程度の経済成長の持続を図るとともに、物価安定、雇用確保を一層重視し、可処分所得の引き上げによる内需・個人消費の拡大のため、的確な労働者の賃金引き上げを支持する。

(三) 消費税を廃止するとともに、経済の実態を反映した税収見積りを行う。また、税制の再改革を実施し、公平・公正な税制確立のため総合課税主義を基本として不公平税制の徹底的正を推進する。

(四) 東西の冷戦構造の崩壊という転換期を迎え、世界の軍縮潮流を支持し、積極的に推

案に盛り込まれていた国民生活に関連した予算については、予算編成の適正化と生活重視の予算の実現をめざした平成二年度予算案の抜本的な組み替えによつて適切に対処する。

進する立場から、防衛費の突出を厳しく抑制し、対GNP比1%枠の厳守は勿論のこと、中期的な軍縮計画を策定するとともに、攻撃的兵器等の新規発注は中止し、防衛費総額を八九年度の額で今後三カ年凍結する。また、飢餓の克服や開発協力、環境保全等に資する「進歩と共生のための世界計画」を策定・推進するとともに、援助対象国経済の自立的発展、民衆の生活向上に役立つODAに改善するため、「国際開発協力基本法」を制定する。

(五) 一人当たりGNP世界トップレベルに相応しい国民生活水準をめざし、経済大国・生活小国から脱却するため、土地・住宅問題への有効な対策の確立と実施、生活基盤整備のための公共事業の推進、物価問題への対処、地域格差是正のための地域振興策及び農林漁業や中小企業の育成、教育・文化の振興、高齢化社会を展望した社会保障(福祉・年金・医療等)の充実等を図る。

三、組み替えの主な内容について

(一) 消費税の廃止と税制再改革の実現

- ① 消費税の一〇月一日廃止のため、消費税廃止関連法案を国会に提出する。
- ② 税制再改革では、公平・公正な税制を確立するため、総合課税主義を基本とし、資産課税や所得課税、法人課税の適正化、

個別間接税の改善等を推進する。

(3) 年金所得における非課税範囲の拡大、住宅取得控除の拡充及び家賃控除の創設、住居・店舗等の固定資産税軽減の検討、物価調整減税制度の創設の検討、みなし法人に代わる小規模法人税制の検討等を推進する。

(二)

④ 税収見積りの方法を詳細に検討し、その是正を図る。また、税収帰属年度の期間の変更等についても検討する。

積極的軍縮と国際協力の改善

① 冷戦構造の現状を厳しく見つめ、とく

にアジア・太平洋の緊張緩和を進めるため中期的な軍縮計画を策定するとともに、防衛費の1%枠を厳守するにとどまらず、「防衛費の凍結宣言」に従い来年度以降三カ年は八九年度の防衛費の総額で凍結し、それ以後軍縮計画にそつて計画的に削減する。

② 市街化区域内の農地に対する宅地並課税問題については、自治体の都市計画・土地利用計画を尊重するとともに、自治体の審査の厳正強化を図り、生産緑地制度等を活用する。

③ 東京をはじめとする大都市圏における住宅事情を改善するため、公営・公団住宅の大量建設と質の拡充、用地費・建設費補助の強化と家賃対策の充実、公庫融資の充実などを図る。

④ 下水道、公園等の生活関連社会資本の計画的整備を進める。

⑤ 国民の生活交通を確保するため、鉄道、バス、航路等に対する財政措置を強化する。

⑥ 原子力偏重のエネルギー政策を改め、

(3) 國際的な地球環境保全機構への財政的・技術的・人的な協力の拡大、國際自然保護連合など非政府環境保全組織との関係の強化等を推進する。

(3) 土地・住宅・環境対策の強化、生活基盤の整備

① 土地基本法の制定を踏まえ、自治体による計画的な土地利用の促進、土地の先買権強化と財源保障など公共的利用優先策の拡充、土地譲渡所得課税の強化及び保有課税の適正化、固定資産税の改善など土地税制の抜本的改革に着手する。

② 市街化区域内の農地に対する宅地並課税問題については、自治体の都市計画・土地利用計画を尊重するとともに、自治体の審査の厳正強化を図り、生産緑地制度等を活用する。

③ 東京をはじめとする大都市圏における住宅事情を改善するため、公営・公団住宅の大量建設と質の拡充、用地費・建設費補助の強化と家賃対策の充実、公庫融資の充実などを図る。

④ 下水道、公園等の生活関連社会資本の計画的整備を進める。

⑤ 国民の生活交通を確保するため、鉄道、バス、航路等に対する財政措置を強化する。

⑥ 原子力偏重のエネルギー政策を改め、

クリーンな代替エネルギーの開発促進を図り、原子力エネルギー依存からの脱却をめざすとともに、不要な原発関連予算の削減を図る。また、青森核燃料サイクル基地や幌延高レベル廃棄物貯蔵施設等については中止する。

(四) 「福祉総合計画」の策定など高齢化対策の推進

① 基礎年金に対する国庫負担の引き上げ、被用者年金における労使負担割合の見直しによって年金額の充実と保険料の長期的抑制を図る。

② 年金の充実、医療体制の整備、ねたきり老人・痴呆性老人・重度障害者のための在宅福祉、訪問看護、介護サービスの充実を推進し、そのため病院、診療所、特養ホーム、老健施設などの機能分担や地域における「福祉センター」設置など福祉の総合的な制度の確立をめざし、「福祉総合計画」の策定に着手する。

③ 老人医療制度における加入者按分比率については一〇割拠出を中止するとともに、国民健康保険財政の健全化を図る。

④ 国家補償の精神による被爆者援護法制定をめざし、政府の行っている被爆者死没者に対する弔慰金制度を確立する。また、在外被爆者についても国内被爆者に準ずる措置を講ずる。

(五) 農林業再建と食糧自給率の向上

① 食糧自給率の計画的な向上をめざし、国内農業再生に向けた総合再建計画を策定し、畜産及びかんきつ農家救済策の拡充等を図る。

② コメの完全自給体制を守るため、ガット・ルールの改訂実現を推進し、あわせて、食管制度の根幹の堅持と減反の見直しを図る。また安全性確保・安定供給・安価提供を推進するため農畜産物の価格政策を確立する。

③ 国内森林の育成保護と国産材供給促進のため、森林整備システムの形成を図るとともに、熱帯雨林の保全・育成のため熱帯木材機関（ITTO）に基金の設立を呼びかける。

(六) 地域・中小企業振興と地方財政対策の充実

① 第一次産業の振興を含め、地域経済社会文化の活性化を図るために、地方交付税制度の拡充を図るとともに、権限の市町

② 村などへの移譲を推進する。

② 決算剰余金（交付税分）を活用し、永続的な地域振興基金を設立する。

③ 現行の過疎法に代わって、新たに地域の高齢化の進行度合い等も勘案した新過疎法の制定を図るとともに国庫助成、過疎債発行対象事業の拡大等を図る。また、離島対策、積雪寒冷地対策等の強化・充実を図る。

④ きめ細かい中小企業対策を講ずるため、必要な財源を政府の責任において保障し、各地域において、自治体が中心となり、地域の特性にあわせた中小企業振興策を策定・推進する。

⑤ 教育・文化対策の充実

(七) 教育・文化対策の充実

① 四〇人学級を早期完結させるとともに、三五人学級の計画に着手するとともに、初任者研修予算は事務職等の配置率改善に振り向ける。

② 学校五日制の実現に向け地域の教育環境の整備を推進するとともに、大学の教育研究予算の拡充、私学への二分の一助成の実現、平成三年度入学金、授業料値上げを中止し、奨学金制度の抜本的拡充を図る。

③ 児童館、学童保育施設等の整備・充実を図るとともに、親の教育費負担の軽減、親の転勤に伴う転入学の保証や帰国子女

教育対策の拡充を図る。

(4) 世界とともに生きるための重要な課題である留学生受け入れについて、奨学金制度、寄宿舎、日本語学校の整備、国費留学生の枠拡大などの思い切った措置を講じる。そのため、留学生対策予算は文部省予算の別枠とする。

(5) 国民の文化・スポーツ活動を活発にするため、施設の整備や人的資源の配置・育成を推進するとともに、文化予算を西欧並に拡充し、「芸術文化振興基金」を創設する。

(6) 「災害児撫育金制度」創設の基金に対する政府が責任をもつて拠出する。

(八) 労働時間短縮の推進と女性政策の推進

① 完全週休二日制・週四〇時間労働制を早急に確立するため、改正労働基準法の積極的な運用をはかるとともに、金融機関及び官公署の閉店・閉院方式による完全週休二日制を早急に実施し、下請・中小企業等については必要な保護あるいは経済的助成措置を含む援助措置を講じる。

② 女性の社会参加の環境・条件を整えるとともに、事業主に対する啓発、指導等を積極的に進めるなど女性差別をなくすため、都道府県婦人少年室を拡充する。また、自治体の婦人会館等の施設の整備

を推進するとともに、地域における女性の社会教育活動に対する助成を強化する。

(3) 男女全労働者を対象とする「選択・有給・原職復帰」の原則に基づく育児休業法を制定するとともに、保育施設の充実を図る。また、介護休暇制度を確立し、家庭介護員派遣制度を創設する。さらに、パートタイム等の雇用の安定、労働条件の確保のため、パート保護法を制定する。

(九)

人権確立のための施設の推進

① 同和対策事業及び予算の拡充を図り、「部落解放基本法」(仮称)の制定を進めるとともに、アイヌ民族の権利確立のため、予算の拡充、北海道旧土人保護法の廃止と「アイヌ新法」の制定などの措置を講ずる。

② 行政情報に関する「知る権利」を確立する「情報公開法」を制定するとともに、「個人情報(プライバシー)保護法」をより改善する。

③ 南アフリカのアパルトヘイト(人種隔離政策)を厳しく糾弾するとともに、対南ア貿易保険の適用をとりやめる。

④ 国会機能の充実

るとともに、法制局・調査室・国会図書館の調査及び立法考査局の人員及び予算の拡充を図る。



見直せない消費税は

廃止以外にない（談話）

日本社会党

書記長 山口鶴男

一、参議院において四党提案の消費税廃止・税制再改革関連九法案が可決されたことは、国民の意思であるとともに、二院制度下の一院の意思であり、極めて重大な政治的意義をもつ。自民党は、衆議院において数の力で廃止法案を審議未了・廃案としたが、自らは見直し案を臨時国会に提出せず、消費税存廃の議論を正々堂々と行うことを避けてきた。

また、遅ればせながら国民に示された食料品等を中心とする見直し案は、制度をさらに複雑なものとし、一世帯あたり月一〇〇円の負担減にすぎず、抜本的でも、思い切ったものでもなく、三度の公約違反（六年の同日選挙の公約、昨年の参議院選挙の公約、海部首相の公約）と言わざるえない。

一、とくに、消費者が払った税金が国庫に入らない。

一、政権党たる自民党は、国民や野党の反対を押し切って強行導入した消費税を一年も経ずして見直さなければならないことを公

約した。この一事をもつても本来は内閣総辞職に備することであり、しかも廃止法案を可決した参議院の意思是消費税を強行した自民党内閣に対する実質的な不信任とするらしいえる。

したがつて、仮りに見直しを前提とする来年度政府予算案が通る事態となつても、税制改正案、見直し法案は参議院で成立しない。すなわち、政権党の公約たる見直しは、その前提からして非現実的なものであり、法案が成立しない場合においては当然にして予算自体も修正しなければならず、予算案自体も無責任なものである。

自民党的見直し案は実現せず、消費税は必然的に廃止する以外にない。

一、今回の総選挙の最大の争点は消費税の廃止か存続である。しかし、自民党的候補者を見ると党の公約である消費税見直しを掲げず、消費税の議論から逃避する姿勢が顕著に見られ、はなはだしきは第一の見直しすら公約するものもいる。自民党は、正々堂々の議論を再び回避するではなく、消費税の「見直し方針」を公約として掲げるよう候補者に指導すべきである。私は、全選挙区において、消費税の廃止か存続かの候補者間の討論を行うことを提案する。

若者の定着できる農山村へ

—「青年農業者就農助成制度」を提唱する—

日本社会党
書記長 山口鶴男

作り出されているのである。また、今、国民

生活の質の向上と「ゆとり」を作り出す二世紀に向けたわが国経済社会の安定的な運営

をはかるために、中山間地域が持っているこれら多くの「地域の諸資源」を育て、活用し発揮させることが極めて重要である。したがつて、次のような中山間地域対策を講ずることにより、人口の定着化を進め、農林業をはじめ、産業・経済の活性化をはかつていくことをとする。

中山間地域の持つ特性を生かして地域の活性化をはかるため、畜産、飼料作物（飼料米を含む）、果樹、野菜、地域特産物などの組み合わせにより、地域複合経営を振興する。このため、地方自治体が「地域農業振興計画」を作成し、同計画に従って基盤整備等を行い、これに対して高率の補助を行う。

三、中山間地域の活性化対策

わが国の農村における中山間地域（過疎法適用市町村など）では、人口が減少し、高齢化が驚くべき早さで進行し、将来の農林業の担い手である若者が集落に住みつかないなど、地域の活力が低下して集落そのものの存続が危ぶまれている。この原因は、①政治・経済・社会活動の大都市部への集中②農林業と他産業の所得格差の拡大③中山間地域農業における農業經營の困難さ④外材輸入等によるわが国林業の収益性の低下——等である。このように、中山間地域は、地形的、社会的、経済的に多くのハンディを負っているもの

① 後継者と新規就農者の双方を含め、必要な就農者を確保していくことが、中山間地域活性化のため必要である。このため、原則として三五歳未満の者で新たに農林業に就農し、かつ、地域リーダーをめざす者に、一〇年以上の営農継続など一定の条件のも

とで就農助成を行う。

② 制度の対象となる就農者に対して、就農の状況に応じて、国から一人当たり五〇〇〇円の助成金を交付する。これに加えて地方自治体の独自の交付金を上乗せする。合わせて、農業經營の安定をはかるため、低利（三%程度）の經營資金を融資することとする。

③ この制度の対象となる就農者は、農業大学校などにおける一定期間の研修を受けたものとする。

二、中山間地域における地域複合経営の振興

を国民で総監視する行動」を呼びかけたい。

自民党や経団連、業界・企業、関係省庁に

対して抗議の行動を起こすこと、選挙活動

を厳しく監視し「買収・供応」を行わせな

いなど、国民の様々な行動を期待する。金

権政治を正す一番の近道は、「カネの量」や

「利益誘導」に動かされることのない、国民

一人ひとりの確かな審判にあることを確信

している。

一、わが党は、すでに先の国会に「公職選挙

法改正案」、「政治資金規制法改正案」、「政

治倫理法案」を提出し、また「国会改革法

案」、「情報公開法案」などの検討を進めて

いる。総選挙後ただちに公明、民社、社民連、連合参議院と協力して、これらの政治改革諸法案の実現をはかる。

さらに私は、国民的討議の場を設けて、「企業の社会的責任」「土地行政のあり方」、「証券行政のあり方」、「補助金行政の見直し」、「官僚制度のあり方」など、金権腐敗の温床を根絶する討議を進め、抜本的な政治改革に取り組みたい。

一九九〇・二・一
中本選対通達第三六号

日本社会党中央執行委員会

在京幹部会

各都道府県本部

書記長 殿

総選挙候補者 各位

連日のご健闘に心から敬意を表します。

いよいよ選挙戦に突入しますが、全国のわ

が党の選挙体制を点検した結果、参議院選挙

の勝利による楽観ムードが全国的に支配している傾向が感ぜられ、各候補者選対とも体制の遅れ、上すべりの状況が見られます。危機感をもつて体制の一層の強化が急務と中央は判断しています。

政府自民党は、自民党不利のマスコミ報道に危機感をもち、政権維持を狙つて権力、金力、口こみなどを総動員して「ナリフリ」かまわぬ選挙運動を展開しています。

自民党への徹底した批判を加え、わが党的政策を主張することは勿論ですが労組、中小企業団体、女性、若者、農水団体、市民団体、後援会の方々と一体となつて一票、一票を積み上げるオーソドックスな選挙運動、(電話戦

術、個々面接、政策ビラの配布の徹底、小集会、辻説法など有権者への集票行動の強化など)を危機感をもつて徹底的に行なうことが必要です。

各都道府県本部、各候補者選対は、今一度選挙体制を点検し、「選挙公示日が終盤である」との認識を持つて、投票日までの「一五日間は全力投球の体制で取り組むことを強く要請します。

以上

「三〇〇億円献金問題」に関する申し入れ

今回の衆議院総選挙は、消費税の強行、リクルート疑惑をはじめとする金権腐敗など、「自民党一党支配」によって生じた国民の政治不信を解消し、政治への信頼回復を最大の争点としていることは明らかです。にもかかわらず自民党は、新聞報道等によれば、「自由主義社会を守るため」と称し、また「消費税導入で物品税が廃止され（企業は）おおもうけしている」として自動車、電気・電子、土木・建設、銀行・金融の各業界に一六〇億円の「特別献金」を強要し、貴団体を窓口とする従来の献金にも上乗せさせて、総額で三〇〇億円にも達する選挙資金を取り立てていると言われています。これが事実であるとすれば、自民党と業界との間で白昼堂々と消費税導入の見返りによる「利益誘導と便宜供与」が行われたことになり、自民党と経済界には金権腐敗への反省が全くないと言わなければなりません。

わが党は、九〇年代のスタートとなる今回

の選挙を、史上最悪の「金権・企業選挙」とさせないため、「三〇〇億円献金問題」の真相を究明し、自民党が金権選挙を行わないよう厳しく監視していきたいと考えています。

そのため、左記の事項につき申し入れます。

一九九〇年二月一日

経済団体連合会会長

斎藤 英四郎 殿

日本社会党委員長
土井 たか子

一、貴団体は昨年六月、「政治改革に関する

記

政府公報に関する抗議申し入れ

自民党政権は、内閣官房、外務省による政

見えない。

府広報として、一月三〇日付日刊全国紙に海部首相の写真入りで意見広告を出しているが、総選挙直前のこのような政府広報は、公金を利用した自民党の選挙宣伝といわざるを

えない。
わが党は、昨年の参議院選挙の際にも消費税に関する政府の意見広報が出されたことに対し、世論操作を狙つたもので許すことはできない、と抗議すると共に、今後このような

一〇項目の申し入れ」を行い、政治献金の公開を宣言しています。この立場を貫き、今回の「三〇〇億円献金問題」の事実関係を明らかにするよう要求します。

一、法の網の目をくぐり、金権選挙を助長させる献金には、今回を含め今後とも一切応じることのないよう要請します。

審判する国民投票である。

消費税が廃止されなければならない理由は、大きく四つある。

(二) できない公約を掲げる自民党

社会党は消費税で絶対妥協せず、四党の結束は固い。自民党が見直し法案を出しても消費税見直しは実現しない。消費税に係る予算関連法案は成立せず、予算も補正・修正せざるをえない。すなわち、与党自民党は、実現しないことを承知で見直しあるいは再見直しを公約していることになる。消費税の見直し法案は成立せず、その場合は政治責任を問われることもなり、結局は廃止せざるをえなくなる。

(三) 消費税廃止パート・ツー

総選挙後、我々は消費税廃止を実現させる。

ここに改めて、昨年提案した「消費税廃止プログラム」に統いて、廃止のプロセス、プログラム案を明示したい。そして、国民からご意見・ご批判をいただき、四党協議を積み重ね、よりよいプログラムを完成し、国民の期待に応えていきたい。この「消費税廃止プログラム・2」は、タタキ台という性格を持つ。

二、公正社会否定の消費税＝四つの大罪
自民党のいうように消費税が「定着」するなら、それは日本の社会に公正と浄化機能がないことを立証することに他ならない。

(一) 公正な手続きは税制の根幹

宮沢元大蔵大臣が公約違反を認め、海部首相が強行採決を謝罪したように、税という社会の基盤を形成する制度の前提が不公正な手段、手続きによっているからである。ロツキード汚職もリクルート疑惑も自民党は過ちは認めてもケジメはつけてこなかつた。消費税も同じである。しかし、改めない、ケジメをつけない過ちは常に繰り返される。消費税はウソと数の力によって導入された。今日、廃止するのは、当然というよりは必要といわなければならない。

(二) 消費税は欠陥税制

税収の約一割、大蔵省公認で約五〇〇〇億円以上の税金が国庫に入らず、預かり金である消費税の運用で大法人ほど巨利を得るといふ構造は何をもつても払拭できない。大蔵省や自民党は、「摩擦熱」といい、業界や事業者説得の糧とした。消費税の立場を全く無視しえなかつただろう。そこに、消費税が宿命としても構造的欠陥がある。

そして、相対的にみれば、物的には高級品・

奢侈品にとつては低率、普及品・必需品にとっては高率、人的には高額所得者にとつては低負担、低額所得者にとつては高負担といふ逆進性も除去されない。消費税は、税制に求められる公正性とは逆の効果をもたらしている。

(三) 消費税は不要、かつ税制改革を阻害

この四年間、歳入は当初予算に比べ減税分を除いても毎年五兆円も決算増となつている。また、大蔵省によれば消費税と既存間接税の税収差は二兆円にしかならないとされているが、見直しによつて自民党のいう通り一兆三〇〇〇億円の税収減となるとすれば消費税は財政にほとんど寄与しない。さらに、一一兆五〇〇〇億円という社会保障費、逆進性という実態を見れば福祉目的の財源といふ説明が如何に空疎なものかは明白である。

そして、一方においては、消費税導入時は実施・検討が約束されていた租税特別措置などの適正化、土地税制改革などをはじめとする不公平税制のはじめと是正は全て見送られ、忘れられているのが現実である。大蔵省は当初、税制改革による増減収試算の中に「法人課税の適正化」を繰り入れ、消費税が導入され

(四) 弱肉強食税制では社会が荒廃

消費税に象徴される自民党の税に対する基本理念は広く薄くあり、これは弱肉強食の論理で高齢化社会における社会の活力を保持しようとするものである。しかし、福祉・住宅・教育・犯罪など今日の社会のひずみの現実を見ても、またそれが今後の高齢化の進展のもとでどうなるかを考えた時、自民党の基本理念ではより一層の社会の荒廃しかもたらされない。より公正で、暖かい社会をめざし、国民の不安を活力の源とするのではなく、安心を活力の源とする社会を作るべきである。その基盤の一つとしての税制を確立すべきである。

三、消費税廃止プログラム・2

社会党は、公明党、連合参議院、民社党、社民連等とともに先の臨時国会に消費税廃止・税制再改革九法案を提出した。総選挙後、再び新しい衆議院の勢力分野に基づき、消費税廃止に向けて四党一致協力して新たなアクションを起こす。

(一) 消費税廃止のプロセス

① 消費税は平成二年九月三〇日で廃止

消費税は、野党四党で確認している通り、平成二年九月三〇日で廃止となる。これは年度途中の税制改正となるが、取引高税の

先例もあり、また消費税廃止という前提で平成三年度予算編成、税制改革に取り組むこととなる。

② 代替財源は充分

廃止に伴い、必要な財政措置が講じられることとなる。財政措置は、平成二年度の財政措置、改正税制初年度としての平成三年度の財政措置、消費税廃止を包み込んだ税制改正の平年度の財政の姿の三つに整理される。また、国の財政と同時に、地方財政についても示されるのは当然である。いずれにしても、代替財源については昨年の参議院審議を通じて不安のないことが明確となつており、消費税廃止は財政的には支障を来さない。

平成二年度の財政措置については、平成二年度消費税収入見積りから平成元年度消費税分を差し引き、残りの半期分、即ち概算二兆五〇〇億円強の手当てが講じられることがある。既に、平成元年度決算は増額補正後さらに二兆円以上上廻ることが明確となっているが、これは政府の平成二年度税収見積りが二兆円以上の過少見積りとなっていることを示す。年度途中の財源対策については、平成元年度補正、平成二年度当初予算と絡み、歳出・歳入両面の見直し、すなわち平成二年度政府予算案全体の

議論がまず行われることとなる。

この場合、地方財源については、地方財政計画に示された総額が保障されることはいうまでもなく、地方財政運営については何ら心配ない。

平成三年度における財政措置は、本格的な代替財源案の施行を基本とされるが、改正初年度においては改正内容にもよるが、税収は経過措置や課税年度の関係で平年度の約七割程度となる。約六兆三〇〇億円程度の消費税収入に代わる代替財源措置の三割程度の落ち込みについては予算編成全体の中で容易に調整できるものである。

平年度においては、代替財源対策の実現によって消費税廃止は何ら財政運営に支障を与えないであろう。

これらの財政措置、代替財源の具体的内容は、昨年八四時間にわたって審議された代替財源五法案を踏まえて今後、四党において煮詰められる。

③ 物価引き下げ、カルテル解除、事業者の負担解消

廃止に伴い、消費税分の価格については従前のように引き下げられるよう強力な行政指導等が実施されることになる（既に、昨秋の国会で通産省等が表明）。交通・住宅・病院・下水道を初めとする公共料金は

当然率先して引き下げられる。

カルテルは、転嫁カルテル、価格表示カルテルとも解散され、実質的な価格カルテル等は厳しく規制されることとなる。

事業者の廃止に伴う事務機器、ソフト等の経費については、損金算入措置が認められることとなる。

(二) 代替財源措置

代替財源については、昨年提案された五法案を踏まえて、今後、四党協議に基づき策定されることとなる。社会党としては、以下のようないい提案をしたいと考えている。なお、いずれも施行日については検討したい。

- ① 普通法人の法人税の基本税率について
は、今年四月から三七・五%となるが、企業課税の適正化が実現していない段階での減税先行があるので、何らかの暫定的措置を検討したい（中小法人等については引き下げたままでする）。
- ② 貸倒引当金・受取配当益金不算入の圧縮及び賞与引当金の廃止を前提とした圧縮並びに外国税額控除の是正については、先の法案内容を前提としたい。
- ③ 有価証券譲渡益などの課税については、昨年提案の内容を踏まえて、①小口取引への配慮を勘案したい、②地方財源としての一部交付、などについて検討したい。

(4) 土地譲渡所得については、五年の短期・

長期譲渡所得区分を一〇年の本則に戻すとともに、土地ころがし防止のため、利子の

損金算入制限の強化を検討することとした

い（超短期の特例については平成二年四月以降も継続させる）。

消費税に代わる当面の間接税として物品税等の復元を検討するが、物品税について

は課税対象品目、税率緩和やフラット化、免税点等については調整を協議したい。

⑥ 通行税については、グリーン車、特等船室、スーパーシート等に限定し、また入場税については再改革期間廃止したままとすることを提案したい。

⑦ その他、酒税、たばこ税については調整を図るが、たばこ税については当面、その一定の額を地方に配分することを協議したい。

⑧ 地方間接税については、電気税、ガス税については復元させるが、免税点の引き上げや産業用電気非課税措置の廃止も検討したい。料理飲食等消費税は復元するが、名稱、税率の再検討、免税点の引き上げ、市町村への交付を検討したい。娯楽施設利用税については復元、地方たばこ税について

金の交付を検討したい。

⑨ 相続税・贈与税については前案を継承したいと考へるが、別途、軽減措置も検討したい。

⑩ 以上の代替財源案については、政府・大蔵省においても未だに個別税目を含める平成元年度決算見通し及び平成二年度税収見通しを公表していく、また今後協議を要するため現時点において積算を完了しているが、制度改正以外に自然増収、税外収入等も活用することとした。

(三) その他の当面の税制改正について

① 年金所得の控除の引き上げについては、政府案のとおり実施したい。

② 来年一月に予定されている固定資産税の再引き上げ（評価替え）については、小規模住宅・店舗については負担据置を検討したい。
③ 小規模住宅・店舗の相続税の軽減（課税計算の特例の拡充）について検討したい。
④ 家賃控除制度の創設について検討した

(四) 税制再改革の具体像

「消費税導入、物品税廃止で儲けているのだから……」「物品税の復元で数千億円の税負担をかぶると、自民党に五〇億円出すのと、

どちらが得策か、よく考えて欲しい」など、

報道によれば、消費税は自民党的政治資金捻出の武器になつてゐる。このような姿勢では税制改革は何もできず、土地を初めとする不公平税制の是正は推進しえない。

社会党は、消費税廃止後、公正・公平な税制の確立のための税制再改革の具体的な課題は次の諸点であると考える。今後、四党協議等の場に提案したい。

① 不公平税制の是正推進

社会保険診療報酬、みなし法人、公益法人を初めとする租税特別措置等の不公平税制の是正については、着実に、段階的に廢止し、社会保険診療点数の是正や小規模企業税制への転換を図りたい。また、いわゆる「クロヨン」ともいわれる所得の捕捉の不公平の是正を推進する。不公平税制についても全て廢止の決意で臨む。

② 土地税制改革

資産格差の是正と土地の有効利用、適正価格（家賃）の住宅供給の促進のため、土地の保有についての課税の適正化（小規模住宅・店舗等の保有課税の軽減と未利用地・大規模所有地への保有課税強化）及び生活財産に係る配偶者の相続税非課税及び世代間相続税の軽減を進めたい。

③ 総合課税の推進

総合課税の実施のため、今後、四党においても納税者番号制度の研究を進めるとともに、当面、株・土地取引、高額利子・配当に関する納税者カード制の導入を図りたい。

④ 間接税の改善

大型間接税は導入しないことを明確にし、物品・流通に対する課税については個別限定列挙方式での改善を検討したい。

我々は間接税自体を否定したことは一度もなく、同時に大型間接税も導入しない。間接税は直接税を補完するものとして、逆進性がなく、機動的に適時見直しができる個別間接税制度を考えたい。自民党・海部首相は、野党も消費税と類似の間接税を考えているなどと悪宣伝をしているが、それは事実に反するものであり、参議院審議においてもそうした構想はもつていていないことを明言している。

逆進性を防ぎ、時代に対応した見直しを適時行えるという、しかも担税力に対応して付加できるという利点を考えるなら、個別限定列挙方式の間接税が望ましいと我々は考える。

⑤ 法人課税の適正化

サービスへの課税等の改善とともに、法人課税において外形課税の検討を進めたい。その場合、法人税の基本税率は当然さらに大幅に引き下げが図られるべきである。

⑥ 民主的な手続き

我々は、税制再改革の基本として、先に、
①国民の合意に基づく、②税負担の公正・
公平を確保する、③総合課税・応能負担を
重視するとともに直接税を主、間接税を從
等を二年に一度見直すとか、奢靡品と一定

の普及度をもつものと税率を区分すると
か、いずれにしても単段階課税であるので
消費税のように、複雑でもなく、国民が慣
れている課税方式でもある。

*個別限定列挙方式の現・旧個別間接税には以下のようなものがある。

- ・物品に対する課税 II 旧物品税・たばこ税・酒税等

- ・サービスに対する課税 II 旧通行税・旧入場税・旧娯楽施設利用税（現ゴルフ場利用税）・旧料理飲食等消費税（現特別地方消費税）・旧電気税等々。

- ・流通に対する課税 II 取引所税・有価証券取引税・自動車重量税・登録免許税・印紙税・とん税・不動産取得税等々。

とする、(二)地方財源の確立、(三)税制の社会再分配機能の發揮と福祉社会の基盤とする、という五つの基本原則を提案している。

再改革は、国民の信頼と理解に基づく税制再改革を実施するため、民主的な審議機関を設置することとするが、審議の期間としては平成三年度中に結論を得ることを検討したい。これは、諮問事項をより具体的な内容とすることに伴うものである。

(7) 地方税財政の拡充

国と地方の税財源と事務の再配分を推進する。とくに、キャピタルゲイン課税の地方への財源配分強化等を追求するとともに、財政調整制度の拡充を図る。

(五) 行財政の洗いなおしと福祉の充実

高齢化に備えるといつても歳出面の展望は一向に示されない。これは国民負担率についても同様である。税制改革は、現行税制の歪みを是正し、公正・公平な税制の確立をめざすとともに、そうした税制を基盤とする福祉社会の展望を示す努力が払わなければならぬ。

高級公務員の天下りや企業との癒着のチエック、補助金の整理を始めとする財政の洗いなおしなど、行財政改革を推進する。

また、政府が国民に約束すべき福祉の総合

計画の確立に全力を挙げる。欧米と比較しても社会保障給付費の国民所得比が極めて低い状況、高齢化対策の必要性を言いながら国民負担率の具体的目標も一方における給付の水

一九九〇・二・六（秋田）

コメ市場開放・食管廃止をやめさせる ために ——自民党過半数割れでコメ農業を守ろう——

日本社会党
書記長 山口鶴男

一、コメ市場開放・食管廃止に向かう 自民党

1 松永発言は自民党の本音

一月一八日の松永通産相のコメの市場開放容認発言は、コメの完全自給を求める八八年九月の衆参両院の国会決議と矛盾するものであり、極めて遺憾である。この発言は、單なる個人的なものではなく、コメ問題に関する見なければならない。

松永発言は、自民党の本音が漏らされたものとして受け止めた。だからこそ、海部首相は、内閣の方針を逸脱した発言であるにもかかわらず、通産相に対し罷免や辞任勧告等の厳しい処置を取ろうとしたのである。松永発言と同じく、浜田外務政務次官が行っているが、これに対してもスジの通った対応はなされていない。一方、自民党の小沢幹事長もアメリカのヒルズ通商代表に総選挙終了までコメ問題を持ち出さないよう要請したとも伝えられており、自民党は、選挙が終わるまではコメ完全自給のポーズを貫き、選挙が終われば米国の要求に応ずると

準も何ら示されていない状況を打破するため、福祉と財政の相關関係を明確にし、「安心福祉・納得負担」の社会保障計画の策定を図る。

食管をめぐる最近の報道内容は、①新行革審で昨年秋から今年一月にかけて数回にわたり自由討議をした際、参与から「食糧管理は備蓄など必要最小限の機能に限定し、それ以外は極力、民間に任せるべきだ」「食糧制度は少なくとも全量管理から部分管理にすべきだ」などの意見が出ている、②これから主張は新行革審事務局がまとめた内部資料にはつきり記録されている、③新行革審の大槻会長も「口に出さなくて済むなら、それでいい。しかし、議論すべき時がきたら、議論するのは当たり前ではないか」と含みのある発言をしている、④新行革審の一月一二日付けの「スケルトン」と題する文書の各論の中で、「食管廃止、米価の乱高下を防止するシステムの導入」という一項目がある——などである。

こうした報道について、政府・自民党は繰り返し否定している。しかし、大型間接税問題で当時の藤尾政調会長が「導入する」と発言したのに対しても、自民党はこれを打ち消し、選挙後導入した経緯を見れば、この間の食管報道は、極めて信憑性が高い。

3 公約違反繰り返す自民党

消費税導入をはじめ、これまで、自民党は度々公約違反を繰り返してきた。コメ市場開放をめぐる言動も全く同じ流れの中であり、一部閣僚の発言やマスコミの報

道を自民党がいくら打ち消そうとしても、総選挙後に自民党がコメ市場開放・食管廃止の方針を打ち出すことは火を見るよりも明らかである。これらの暴挙をやめさせる唯一の方法は、この総選挙において自民党を過半数割れに追い込み、自民党政権をリコールする以外にない。

二、コメ問題に対するわが党の態度

わが党は、「わが国のコメ農業は主食であるコメを生産するという役割とともに、地域経済の維持発展、国土の保全、伝統的文化の保持など多様な役割を担つており、わが国のコメ農業を守り発展させていくことは極めて重要である」と考えている。このような観点に立ち、以下の政策を開展する。

1 コメの完全自給を守る

コメの重要性に鑑み、コメの完全自給体制を堅持する。

ガットのウルグアイ・ラウンドでは、①必要最小限の農業生産の維持をはかる権利を各

国は認める、②この必要最小限の目安としてカロリー・ペースの自給率七〇～八〇%を設定する、③この上限内であれば国内農業生産を維持することを許容する——等、国際ルールの確立に努める。

コメ等農産物への自由化圧力軽減のため、

内需拡大の推進と輸出主導型経済の見直しを行なう。

2 水田の有効利用をはかる

食糧自給率を穀物ベースで六〇%、カロリーベースで七〇～八〇%の水準まで引き上げるため、水田の有効利用を行う。具体的に料用米の作付けを行い、穀実(ごくじつ)サイレージ、ホールクロップ・サイレージにして地域畜産との結合の中でエサ利用する。合わせて、青刈りトウモロコシ等の飼料作物の生産を振興し、これについてもサイレージ化を行う。また、耕地利用率の拡大等により麦類の生産拡大を行う。

3 コメについての新たな国会決議を行う

わが党は、この総選挙で示される民意に基づき、改めてコメ完全自給の国会決議を行うため、選挙後の特別国会に、「コメの完全自給・農業生産基盤の整備に関する決議」(仮称)を提出し、可決をめざす。

4 超党派の国会議員団の派遣を行う

この国会決議をふまえ、超党派の国会議員団を米国など関係国に派遣し、コメ問題についての率直な意見交換を行なう。

必要なとき、すぐ利用できる介護サービス

在宅ケア・コール・システムの確立を

—「重介護保障政策大綱」を提案する—

日本社会党
委員長 土井たか子

一、重介護保障システムの必要性

《高まる老後の介護不安》

本格的な高齢化社会に移行しつつある中で、国民の老後不安は高まっている。特に、本格的な高齢化社会への移行は核家族や少子化、女性の社会的進出等の社会的変化を伴つてのことから、老後に一人では日常生活が不自由になつた場合、一体、だれが必要な世話や援助をしてくれるのか、という不安は、今後ますます深刻化することは明らかである。

「女は老後を三回生きる」と言われるようになり、老親等の介護は今日、女性の肩に重くのしかかっているのが実情であり、老人介護に関する社会的保障の早期確立は、こうした女性たちにとって、とりわけ切実な要求となつ

ている。

《西欧諸国にはるかに劣る介護水準》

政府の推計では、一九八六年時点で「寝たきり」老人は六〇万人（うち在宅二三万人）、「痴呆」老人は七九万人（うち在宅六〇万人）となつてゐるが、在宅介護に係るホームヘルパーの数は、当時二万数千人にすぎない。この時点での人口一〇万人当たりのホームヘルパー数は二〇人にも満たず、これを西欧諸国と比べてみると、そのうち最も水準の低いイギリス（一一六・一人）やフランス（一九・〇人）と比較しても、 $1/7 \sim 1/6$ というあり様である。

二、自民党政の「一〇か年戦略」の問題点

《「一〇か年戦略」の五つの欠陥》

自民党政は昨年一二月、「高齢者保健福祉推進一〇か年戦略」を発表した。しかし、この「一〇か年戦略」には、

① 「寝かせきり」にしないための国の責任が不明確かつ不十分なこと

② 本人と家族が必要なときすぐ利用できるシステムを目標にしていないこと

③ 病院、福祉施設、在宅のすべてにわたりリハビリの徹底が図られていないこと

④ 在宅福祉の重視と言いながら、介護やリハビリに適した住居の確保が不十分なこと

⑤ 公的福祉を活性化する市民パワーを軽視し、むしろシルバー産業の育成を重視していること

——などの問題点がある。

特に、在宅介護保障に欠かせないホームヘルパーの確保について、「一九九九年に一〇万人」（九〇年度予算案では三万五九〇五人）目標としているが、仮にこれが達成されたとしても、イギリスやフランスの $2/3$ の水準にも及ばない。それどころか、政府案では、ホームヘルパーの待遇等が低い水準で考えられているため、その目標さえ確保できるかどうか疑わしい。

これでは国民の不安がなくならないことは明らかである。

『国民の批判かわしがねらい』

「一〇か年戦略」がこのように不十分なものにとどまつたことは、ある意味では、当然のことと言えよう。そもそも自民党政権がこの間、特に中曾根内閣以来とつてきた政策は、行財政改革とマイナスシーリングのもとで、軍事費突出、福祉を切り捨てる一方、国民負担率を高めるというものであつた。そして、「高齢化社会に備えるため」と称して、高齢化社会に向けた福祉プログラムを示さないまま、弱い者いじめの消費税の導入を強行し、国民的な指弾を浴び、今日、自民党政権の存続そのものが国民の審判を受けているのである。

「一〇か年戦略」は、このような自民党政治に対する厳しい国民の批判をかわそうとして、にわかに打ち出されたものであつて、自民党政権が「自助型社会」をめざしてきた政策を根本的に転換したわけではない。

『自助型社会』から『連帯型社会』へ

福祉切捨ての「自助型社会」では、経済力のある者はカネにものを言わせることによつて老後不安から免れることはできても、それほどの負担力のない多くの国民にとっては、先行き不安はいやがうえにも高まらざるを得ない。

従つて、国民がだれでも「それなら安心」

と言えるような福祉のあり方と、それを着実に実現するための具体的なプログラムを明示し、これに必要な費用負担のあり方を含めた、福祉優先の「連帯型社会」への国民的合意の形成を図る必要があり、この課題に応えることは政治の責任であると、われわれは考える。

三、社会党の「重介護保障政策大綱」の骨子

社会党は、このような立場から、高齢者の雇用・所得保障、医療保障、そして介護保障等をはじめ、本格的な高齢化社会への移行に向けた総合的な福祉のあり方について検討を進めているが、このほど、その第一弾として「重介護保障政策大綱」をとりまとめた。その主な内容は次のとおりである。

① 介護に関する国の責任の明確化

国には要重介護者の人間性、主体性を尊重した自立援助をする責任があることを明確にし、「寝かせきり」にせず、適切な介護を保障するための施策をナショナル・ミニマムとして位置付け、それに必要な費用の四分の三を国が負担することとする。

② 在宅ケア・コール・システムの確立

在宅の要重介護者ごとに、主治医、訪問看護担当者、ホームヘルパーなどによる健康・福祉ネットワークを整備し、市町村単位に設置されるケア・コール・センターへ

の連絡で適切なサービスが提供されるようになる。その中心となるホームヘルパーの必要数は、二〇〇〇年に常勤換算一九万二〇〇〇人、時給換算二〇〇〇円を標準として、国庫補助（3／4）は現在価格で約三〇〇〇億円が必要となる。

③ 生活機能の維持・回復のためのリハビリ体制

国際的にみても決定的に少ないリハビリ担当者（専門医、理学療法士、作業療法士）の養成・確保、総合病院におけるリハビリ診療科の設置、ディ・サービス・センターにおけるリハビリ機能の併設などのほか、医療機関、福祉施設、在宅いずれの場合にあつても、本人の日常生活動作や介護を通じて機能の維持・回復をめざす取組み（生活リハビリ）の徹底を図る。

④ 住宅・施設のケア・ハウス化

高齢者・障害者が起居・移動しやすく、したがつてまた介護や生活リハビリが容易となるよう設備・構造を備えた住宅・施設（ケア・ハウス）に改善することとし、公共住宅の一階のケア・ハウス化と高齢者・障害者の優先入居制、有料老人ホーム、軽費老人ホーム等の全面的ケア・ハウス化、高齢者・障害者が安全で自由に行動できるような建築基準の確立等を図る。

⑤ 市民パワーによる福祉の活性化

重介護保障政策大綱

日本社会党

政府が活用・育成の対象としている「住民参加型在宅福祉サービス」の団体に、生活協同組合、地区労、その他の市民グループを加え、自治体が重介護保障システムの一部をこれらに委託できるようとする。デイ・サービス・センター等日常的に利用される施設は、第一次的生活圏である小学校区単位の確保と住民参加による運営をめざす。また、市町村単位に公的サービス評価・検討市民協議会を設置し、利用者の声が反映するようとする。

これにより人口一〇万人当たりホームヘルパー数は、二〇〇〇年に一四六・四人となり、現在の西欧諸国の最低水準を上回ることになる。

（国民連合政権で実現へ）

われわれは今後、国民各層のご意見・ご批判を頂きながら、著しく老人医療費が高く、国民健康保険の巨額な赤字に苦しんでいる市町村や「寝たきり」率の高い地域を選んで現地調査活動を展開し、地域介護システムのモデル作りに取り組むなど、これをさらに豊富化していく。

また、すでに国民連合政権協議において合意している「二一世紀福祉総合計画」づくりの一環として、公明、民社、社民連各党にも検討を要請し、できれば共同の「大綱」として、その実現に努力していきたい。

一、介護に関する責任の明確化

（一）「寝たきり」にしない国の責任

要介護の人間性・主体性を尊重した自立援助の責任が国にあることを明確にし、とりわけ食事、衣類の着脱、入浴など日常の基礎的な生活動作にさえ介護を必要とする人々の介護（重介護）保障をナショナル・ミニマムとして位置づける。また、それに必要な費用の3／4を国が負担することとする。

（二）重介護保障システムの三大目標

① 居住地市町村で施設または在宅サービスを選択的に利用できるような条件の整備

② そのいずれを選択した場合でも生活機能の維持・回復に配慮した介護の確保

③ 医療、リハビリ、住宅改善等との連携

体制の整備

二、必要に応じて利用できる在宅ケア・コール・システム

（一）在宅ケアのネットワーク

在宅の本制度対象者（要重介護者）ごとに、主治医、ホームヘルパー、訪問看護担当者、最寄りのデイ・サービス・センター等の担当者などから成る在宅ケア・ネット・ワークを作る。

（二）在宅ケア・コール・センター

市町村ごとに設置するケア・コール・センターが、本人または家族からの要請を受けて各在宅ケア・ネット・ワークのリーダーに連絡し、各リーダーの判断でサービスを派遣する。

（三）ホームヘルパー一九万二〇〇〇人

ホームヘルパーが毎日、要重介護者を訪問することとする。このため必要なホームヘルパーの数は、二〇〇〇年において常勤換算で一九二二万人である。（在宅の要重介護者が六五歳以上人口の二・一八%、六五歳未

満人口の〇・一%いるものとし、また常勤換算一人のホームヘルパーが三人を担当するものとれば、二〇〇〇年には、在宅の要重介護者数五七・八万人、必要なホームヘルパーの数一九・二万人となる。この二〇〇〇年度一九・二万人という水準は、人口一〇万人当たり一四六・四人となり、現在の西欧諸国の最低水準（イギリス、フランスの約一二〇人）を上回ることになる。

また、その人件費に係る国庫補助総額は約三〇〇〇億円となる。（現在価格で時給換算二〇〇〇円とし、政府予算の方式で計算した。ただし補助率は3／4。）

三、生活機能の維持・回復のためのリハビリ体制

(一) 総合病院にリハビリ科

脳血管障害発症直後の超早期リハビリを確立するため、総合病院には必ずリハビリを担当する診療科を設置するようにする。

(二) 地域リハビリ・センター

退院後の地域リハビリを充実するため、

小学校区（一時的な健康福祉生活圏）に地域リハビリ・センターを設置する。（デイ・サービス・センターへの併設を原則に。）

(三) 生活リハビリの徹底

医療機関、社会福祉施設、在宅のいずれの場でも、本人の日常生活動作や介護を通じて機能の維持・回復をめざす「生活リハビリ」を徹底させる。このため、デイ・サービス・センターを保健、医療、福祉関係者、一般市民、要重介護者の家族などの「生活リハビリ」研修の場としても利用できるようにする。

(四) 需給計画の策定

リハビリ専門医、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、看護婦、介護担当者などの確保のため、将来需要の測定、供給計画の策定に取り組み、またそれぞれの養成課程の拡大とカリキュラムにおけるリハビリの重視をめざす。

四、住宅・施設のケア・ハウス化

(一) ケア・ハウス化の構想

住宅・施設について、高齢者・障害者が起居・移動しやすく、したがつてまた介護や生活リハビリが容易となるような設備・構造を備えたものへの改善（ケア・ハウス化）を支援することとする。

(二) 公共住宅のケア・ハウス化

公共住宅の一階は、すべてケア・ハウス化するとともに、高齢者・障害者が優先入居できるようにする。このため、厚生省・建設省の共同で進めているシルバーハウジング・プロジェクトを抜本的に拡充し、要重介護者の入居に対応するとともに、対象

をすべての公共住宅に拡大する。

(三) 既存施設のケア・ハウス化

身体に障害のない者の利用を前提とした構造となっている有料老人ホーム、軽費老人ホームその他の老人関係施設は、すべてケア・ハウス化する（政府方針は、軽費老人ホームの一部のみ）。ただし、ケア・ハウスの基準以上の職員をもつてている既存の施設において、転換に伴う職員の削減が行われないよう弾力的な移行措置をとる。

(四) 建築基準の確立

高齢者・障害者が安全で自由に行動できるような建築基準を確立することとし、この観点から建築基準法等の見直しを行う。

(五) 公共施設の多目的利用

大都市における公共施設用地の確保難に対応するため、複合施設化・多目的化を徹底するとともに、自治体による民間アパート借り上げなどによるケア・ハウスの確保に努める。

(六) 福祉のまちづくりの促進

「福祉のまちづくり」が、市民の健康と環境を優先した「面づくり」となるよう都市計画の一環として位置付け、対象地域の土地、建物については、自治体の買い上げ・借り上げ優先権を明確にする。また、「福祉のまちづくり」を安心してこどもを育てられるようになる条件の一つとしても位置づ

け、図書館・児童館・広場の確保または拡充、歩車道の立体的な完全分離、緑化と公園の拡充、歴史的・文化的遺産の保存などにも配慮することとする。

五、市民パワーによる福祉の活性化

(一) 市民グループの支援

政府が支援の対象とする「住民参加型在宅福祉サービス」の団体として、生活協同組合、地区労、その他草の根的市民グループを加えることとし、自治体の判断で重介護保障システムの一部をこれらに委託できるようとする。

(二) 小学校区を福祉コミュニティに

デイ・サービス・センター等日常的に利用される施設は、第一次的生活圏である小学校区単位に整備するとともに、住民参加による運営を行い、介護・生活リハビリを媒介とした福祉コミュニティ形成をめざす。また、「福祉のまちづくり」についても、小学校区を単位として住民参加によって進めることとし、特に高齢者・障害者とその家族などの参加を得るようにする。

(三) 利用者によるサービス・アセスメント

利用者中心の公的サービス評価・検討市民協議会を市町村単位に設置し、公的資金の融資を受けている「シルバー」産業を評価・検討対象に加える。

自民党政府の「高齢者保健福祉推進一〇か年戦略」の概要と問題点

一、「寝かせきり」にしないための国の責任が不明確かつ不十分なこと

① 現行老人福祉法などでは、介護に関する国の責任範囲が不明確であり、「一〇か年戦略」はこれを是正しようとしている。

② 特別養護老人ホームなど老人福祉施設に対する国庫補助率は整備費 $1/2$ 、運営費 $1/2$ 、ホームヘルパーの入件費も $1/2$ という現状からみても、介護の確保がナショナル・ミニマムの一環として位置づけられているとはいえない。

③ 「一〇か年戦略」の初年度は、総事業費約三六〇〇億円、うち国庫負担額九〇〇億円、一〇年間で総事業費「約六兆円強」、うち国庫負担額「二兆円台の半ば程度」と推計され、残りは自治体等の負担である。

④ 市町村が「老人保健福祉計画」を策定するようとしているが、その財政

に不安が在る。

二、本人と家族が必要なときすぐ利用できるシステムを目指していないこと

① 一九九〇年度ホームヘルパー五九〇五人（六五歳以上人口四一三人に一人）から九九年度一〇万人（二二三人に一人）をめざしているが、この程度では、いま週一～二回、三時間程度の定期的派遣を二～三回にするので精一杯であり、本人とその家族が、必要に応じて臨時に在宅介護サービスを受けられるようにはならない。

なお、一九九九年度一〇万人という水準は、人口一〇万人当たり七六・六人となり、現在の西欧諸国の最低水準（イギリス・フランスの約一二〇人）と比べても、その $2/3$ 弱にすぎない。

② ホームヘルパーの入件費（ $1/2$ 補助）の単価は、九〇年度、時給換算七四〇円

(家事)または一二二〇円(介護)であり、この水準ではマン・パワーを確保できるかどうか疑わしい。(九〇年度予算案二〇四億円)

③ 要重介護者には主治医の確保が欠かせないが、市町村まかせになつてゐる。

三、病院、福祉施設、在宅のすべてにわたるリハビリの徹底が図られていらないこと

① 「寝たきり老人ゼロ作戦」におけるリハビリ政策は、リハビリの手引きの作成・配布、医療機関から市町村への脳卒中患者の入退院情報の提供、機能訓練事業実施箇所数の拡大、その会場への送迎体制の整備などである。

② 医療機関、社会福祉施設、在宅いずれの場合においても、日常生活動作の中で生活機能の維持・回復を図る「生活リハビリ」を徹底させるべきなのに、その重要性や実施方法について右の「リハビリの手引き」で強調するといった程度の方針にすぎない。

③ 理学療法士(PT)、作業療法士(OT)がイギリスの1/4水準(人口当たり)

といつた事態を是正する計画がない。

④ 総選挙後の特別国会への提案が予定されている政府の医療法改正案では、「長期療養病棟」と「一般病棟」に区分し、前

者においては、リハビリ機能を要件の一つとすることも検討しているというが、きわめて消極的で期待できない。なお、「長期療養病棟」においては、看護職員を減らすことが検討されているが、病院の「寝かせきり」をなくす方法に逆行する。

四、在宅福祉の重視と言いながら、介護やりハビリに適した住居の確保が不十分なこと

① 「寝かせきり」にしないためには、住居のあり方全体をケア・ハウス化する必要がある。すなわち、高齢者・障害者にとって起居・移動しやすく、したがつてまた介護や「生活リハビリ」をやりやすい設備・構造に改めることである。「一〇か年戦略」は、その立場に立つてゐるが、その内容は、軽費老人ホームのケア・ハウスマ化(八九年度から)、公共集合住宅の一部または全部の改善(シルバー・ハウジング・プロジェクト)八八年度からの手引き」で強調するといった程度の方針にすぎない。

② 軽費老人ホーム(八八年一〇月現在二八八カ所)は、そのすべてを計画的に改善する方針ではなく、開設者が申し出た場合(まだゼロ)に限る(八九年度四カ金融公庫の貸付、などである)。

② 軽費老人ホーム(八八年一〇月現在二八八カ所)は、そのすべてを計画的に改善する方針ではなく、開設者が申し出た場合(まだゼロ)に限る(八九年度四カ金融公庫の貸付、などである)。

〇〇人分、五〇人規模として三〇カ所、「一〇か年戦略」の目標としては一万人分)。公共住宅の一階のケア・ハウス化や特別養護老人ホームなどへの併設は、今後の検討課題としている。

③ 公共住宅を対象としたシルバー・ハウジング・プロジェクトは、八七〇八九年度一九カ所、九〇年度予算案一〇カ所。

介護不要の高齢者が暮らしやすい程度の設備・構造と、デイ・サービス・センターからの生活援助員(相談員)の派遣を行ふにすぎない。したがつて、要介護者となつたときは住みかえ等の必要に迫られる。

④ なお、道路、公共施設などを高齢者・障害者が利用しやすいようにする事業としては、「住みよい福祉のまちづくり事業」がある(七三〇八九年度二八五市町村、九〇年度予算案で五〇市町村、「一〇か年戦略」の目標七〇八市町村)。しかし、一市町村当たり五〇〇万円×二年度分といつた程度の補助金(都道府県も同額)のため「点づくり」に終わつてゐる。

五、公的福祉を活性化する市民パワーを軽視し、むしろシルバー産業の育成を重視していること

① 在宅介護などのサービスを行うための

市民団体による自主的な組織が増えてい
る。しかし、政府が「住民参加型在宅福
祉サービス」として活用・育成の対象に
しているのは、第三セクター、財團法人、
社会福祉法人などに限られている。

② 車いすや杖を頼りに行動できる範囲

や、高齢者・障害者を中心とした福祉型
コミュニティは、第一次的な日常生活圏
としての小学校区（約二万五〇〇〇）で
ある。しかし、政府は、デイ・サービス・

センター、在宅介護支援センター（それ
ぞれ一万カ所目標）などを「中学校区に
一ヵ所程度」の整備方針と説明している。

③ 前項④の政府による「福祉のまちづくり」は、「高齢者・障害者のため」とい
ながら、当事者参加による推進はまれで
ある。

④ 「民間事業者による老後の保健及び福
祉の総合的施設の整備促進法」を中心と
して「シルバービジネス」にも公的資金の融
資を行つてている。

日本社会党
ゆとり・豊かさへの提言
——对外摩擦の解消と「三つのゆとり」の実現——

一、九〇年代日本経済の基本的課題

1 ゆとりある豊かさ実現と对外摩擦解消の課題

国民一人当たりのGDPが世界のトップクラスとなり、また、巨額のジャパンマネーの動向が世界から注目されてもいる。しかし、このような「経済大国」となったにもかかわらず、国民生活は、「経済一流、生活二流」といわれるよう、真の豊かさには程遠い。しかも、この間の資産格差の拡大により新たな「持つ者」と「持たざる者」の問題も生じている。

世界のGDPの一五%を占めるわが国の經濟の動向は、日本国民だけでなく世界の人々に大きな影響を与えるものとなつていて。膨大なジャパンマネーは、内には社会資本などへの投資に向かわざ土地や株への投機に向かいストックの格差を拡大し、外には外国の土地や企業を買収するなどの投資摩擦を生んでい

る。二一世紀を目前にした九〇年代の日本經濟の課題は、国内的には眞の豊かさを実現することであり、国際的には経済協力や相手国との経済発展に寄与する投資により国際的な貢献を図ることである。そしてこの二つは密接につながつてゐる。社会党が「ゆとり」による豊かさの実現を提起するのは、こうした内外の課題に応えるためである。

国民が豊かさの実感を欠いているのは、地価の高騰、高い物価、長時間労働、福祉施策の立ち遅れ、低い住環境等に示される社会資本の問題等によるものである。現在、日米構造協議がすすめられ、これから多くのアメリカ側から解決すべき事項として指摘されている。このことは、労働時間短縮の課題が公正な競争のための条件であるように、「歐米並みの生活」の実現は、对外摩擦解消の課題

2 九〇年代経済の枠組みと「四つの公正」

二一世紀を前にした九〇年代の経済は、(1) 市場メカニズムを重視しつつも、企業の利潤追求の活動が国民的な利害とミスマッチしないよう、必要に応じ国民的な調整と誘導を行うこと。(2) 日米関係を重視しながら、世界との相互協力関係を深め国際的貢献をすすめる。(3) 基礎研究の重視など科学技術の開発研究、生活・ソフトサービス産業、都市改造や生活関連社会資本の大幅な拡充整備などによる「新しい成長」——によつてジャパンマネーを誘導・活用し、持続的な内需拡大をはかることが課題である。そのため、次の「経済運営に関する四つの公正」を前提として、市場経済の成果が世界経済の活性化と国民生活に効果的に還元できるよう取り組む。

『経済運営に関する四つの公正』

- (1) 市場競争の公正——市場経済のメリットを引き出すために、不必要的規制の緩和に取組み、独禁法・公正取引委員会を強化するなど、公正・有効な競争の環境づくりを進める。
- (2) 市場の欠陥を補う政策の公正——税制、福祉、医療、土地、地球環境などの課題のいずれもが「市場の失敗」によつてもたらされたものである。市場と調整による混合経済政策による安定成長の推進を図る。
- (3) 成果配分の公正——国内はもとより、国外

を含め、経済活動の成果が公正に配分される必要がある。

- (4) 國際的な公正——ダンピングなどと指弾されれる内外価格差や長時間労働などを是正し、国際的な公正さを追求する。

二、構造調整と内需型経済への転換

1 対外摩擦の象徴としての日米経済関係

貿易黒字が縮小しつつあるといつても、依然対米黒字は五〇〇億ドルにものぼり、アメリカの貿易赤字の四〇%以上が対日赤字であり日米経済関係は危機的状況にあるといつても過言ではない。現在日米構造協議が進められているが、総選挙後一挙に政治の焦点にならなければならぬ。わが党はすでに、日米貿易のインバランスは、主要産業間の競争力の差に起因するものであり、アメリカが指摘する市場開放で解消されるものではなく、また、二国間協議は多角的な自由貿易体制にそぐわず極めて問題である。しかし、(1)現に協議が進められていること、(2)日米関係は重要なパートナーの関係にあること、(3)アメリカの指摘する点のなかにはわが国の国民生活の質の向上に結びつく問題があり、したがつて、誠実に協議に臨むべきである——との基本的態度を明らかにしていく〔日米構造協議についての見解〕、一九八九・一二・二八)。

構造協議でアメリカが具体的に指摘している

ることのうち、住宅・土地対策・社会資本整備、労働時間短縮、流通、製品輸入の促進などは、「前川リポート」(あるいは「新前川リポート」)で国際公約したものであつてわが国

の国民生活の質の向上と直結している課題である。ブッシュ大統領は、今月六日「経済報告」において公園、下水道、住宅建設など公共投資の拡大を重ねて求めたが、管理貿易論の抑制のためにも深刻に受け止め対応しなければならない。

2 構造調整の基本的方向

- (1) わが国の産業構造を、需要の面で住宅・社会資本の整備、消費の拡大など国民生活の質の向上につながる内需型経済への転換をすすめ、供給の面でもそれに対応した構造変化を促進する。

- (2) 対米輸出偏重の貿易構造を、アジア・太平洋経済協力の促進、社会主義国との貿易拡大とそのためのココム規制の撤廃などにより、均衡ある貿易構造に転換する。

- (3) 相手国の雇用の拡大、技術の移転、製品輸入の増加により経常収支の改善に寄与する直接投資を促進する。

- (4) 製品輸入を促進するとともに、開発途上国からの輸入を増加させる。
- (5) 公的年金制度など社会保障制度の充実により、貯蓄と投資のバランスをはかる。

(6) 巨大なジャパンマネーによる外国企業や

土地の買収、木材輸入のための熱帯雨林の消滅、賃金コストの上昇を理由にする一方的な企業の撤退など、日本企業の国際的なモラルが問われている。そのため、「国際社会における企業活動に関する規範とガイドライン」を確立する。

三、豊かさへの「三つのゆとり」の実現

ゆとりある生活は本当の豊かさの内容であり、対外摩擦の縮小と結びついた課題である。そのため、次の三つのゆとり実現のために取り組む。

1 「所得のゆとり」のために

名目的な一人当たりGDP世界トップクラスの所得を実質的なものにする。そのため、それに逆行する消費税を廃止するとともに、次のような施策を推進する。

(1) 国民のニーズでは依然所得のゆとりを求める声が高い。わが国の所得水準は「西側先進諸国の中位」であり、労働分配率も七〇%以下で推移している。経済力に見合った賃上をはかる。また、最低賃金水準の引き上げ、パートタイマーの労働条件の引き上げ等を図る。

(4)

自治体の企業への立入調査権の付与、独禁法順守のマニュアル（価格問題を話しあつたり、情報交換の会合に参加しないなど）の策定、公正取引委員会の人員の増加等、独禁法の運用強化をはかる。

(5) 生活者重視の観点から独立した「消費者行政委員会」（仮称）を設置する。

世界一といわれる。これには円高・原油安の差益が消費者に還元されなかつたことも大きな原因である。とくに「内外価格差」はアメリカやECからダンピング指摘されている。こうした消費者無視の企業の価格戦略は社会的にも許されず、是正される必要がある。

公共料金の価格差も国民生活にとって重要である（例えば、電気料金＝日本一〇〇に対し、アメリカ七二・七）。「原価主義」をとっている電力料金は、総括原価の適正化をはかり国際化に対応したコストのあり方を検討すべきである。また、航空運賃についても適正化をはかる。

(3)

大きなウェイトを占める食料品については、流通機構の改善、輸入総代理店制度見直しをはかる。いわゆる大店法については、地域の街づくりのため、大型店と中小売店との調整機能を果たしており、消費者のニーズが反映できるなど公正な運用を行う。

(4)

年次有給休暇の拡大をはかる。①欧米諸国並（四～六労働週、二〇～三〇日）の年次有給休暇を目ざし、当面、ILO一三二号条約の最低限の要請である三労働週（週休二日制なら一五日、現行法では原則一〇～二〇日）の実現をはかる。②ILO条約の要請に沿つて、年休取得資格を「六ヵ月

2 「時間のゆとり」のために

ここ一〇数年間における国民のニーズは大きく変わっており、現在は①レジャー・余暇生活、②住生活、③食生活の順（国民生活に関する世論調査）と変わつてている。しかし、長時間労働で疲れ、休日は「テレビとゴロ寝」では心豊かな生活とはいえない。

国際公約でもある労働時間の短縮は、依然アメリカに比べて年間二〇〇時間、西ドイツ、フランスに専べて五〇〇時間も多い。また、週休二日制の完全実施で五兆円の需要喚起が図られるなど、内需拡大にとても不可欠である。したがって、一九九三年度中に一八〇〇時間の達成をはかる。

(1)

一九九二年までに週休二日制、週四〇時間制を原則とするなど労働基準法に明記する。当面、改正労働基準法の積極的運用、官公署の完全土曜閉庁の推進、中小企業への税財政上の援助などにより条件整備を進めつつ、早急に週四四時間、九二年までに週四〇時間を実現する。

(2)

年次有給休暇の拡大をはかる。①欧米諸国並（四～六労働週、二〇～三〇日）の年次有給休暇を目指し、当面、ILO一三二号条約の最低限の要請である三労働週（週休二日制なら一五日、現行法では原則一〇～二〇日）の実現をはかる。②ILO条約の要請に沿つて、年休取得資格を「六ヵ月

以上勤務」（現行「一年以上」）に改善する。

③メーデーを祝日とすることも含め、ゴールデン・ウィーク、夏季、年末・年始の三大連休の実現をはかる。

(3) 時間外・休日労働を規制する。①時間外労働については、男女ともに年間一五〇時間以内、休日労働については四週間に一回制限する。②時間外及び深夜労働の賃金割増率（現行二五%）を五〇%に、また休日労働については一〇〇%に引き上げる。

(4) 勤労者に必要となつてゐる学習機会を保障するため、ILO一四〇号条約の趣旨に沿つた「有給教育休暇」制度を確立するとともに、サバーティカル・リーブ（長期研修休暇）の普及促進をはかる。

(5) 下請中小企業などについては、休日の確保や時間外労働を抑制できるよう、発注企業などに対し強力な行政指導を進めるとともに、完全週休二日制の導入を円滑に進められるよう助成措置を講じる。

(6) ゆとりある教育の一環としての「学校五日制」の早期実現をはかるため、カリキュラムの精選、土曜日の子ども受け入れの地域環境の整備などの条件づくりを進める。当面、第二、第四土曜日を休校とする試を行ふ。

3 「空間のゆとり」のために

住宅をはじめとして下水道、生活道路、公園・緑地などの生活関連の社会資本の立ち遅れも豊かな生活実感を欠く原因である。二一世紀を前にして景気が順調に推移している今こそ、思い切つた計画的な社会資本の整備を行ふべきである。

(1) 美しい都市、歩きやすい都市、健康な都市づくりのために公園・緑地の拡大、電線・電話線、ガス等の共同溝化などの都市改造を推進する。

(2) 欧米に比較して著しく立ち遅れている下水道を、二一世紀までに都市部で一〇〇%に近づける。そのため、公共下水道の補助率を引き上げる。また、公共投資の資金配分の在り方を効率的、重点的なものとする。

(3) 文化予算が政府予算全体の〇・一%にも満たない「文化小国」を改めるために、文化・スポーツ施設を身近に拡充する。文化予算を文部省予算から切り離し、一%のシェアに近づける。

(4) 自治体主導による地区計画を策定し、住民参加による公共住宅を建設する。また、「住生活の基準」「住宅供給の促進」「住宅困難者登録制度の創設」「住宅及び宅地取り引きの公正の確保」などを盛り込んだ「住宅保障法」を制定する。

(5) 以上の施策を行うためにも、異常な地価の高騰をもたらした土地問題への対応は不

可欠である。そのため「土地基本法」の成立を踏まえ、国土利用計画法をはじめ関係法を改正し、「計画なくして開発なし」の利用権優先の土地制度を実現する。

(6) 首都圏一極集中を是正し、均衡ある国土開発の観点から遷都を含めた首都機能のあり方を検討する。そのため、国会に「首都機能等に関する特別委員会」を設置する。

四、国会における「ゆとり宣言」の提唱

二一世紀を前にした九〇年代をゆとりある日本にしていくために、総選挙後の国会において「ゆとり宣言」の決議を行うことを提唱する。



消費税廃止こそ総選挙の争点

—自由民主党の暴論に反論する—

日本社会党

(一) 税制再改革は、消費税廃止、不公平是正から出発

一、社会党は、国民の信頼と合意に基づく税制改革を第一としてきた。そして、今日、最大の不公平税制である消費税の廃止に全力をあげている。我々は、消費税を廃止した後の税制再改革については、不公平税制の徹底是正が最大の課題であると考え、(1)国民の合意、(2)税負担の公正・公平、(3)総合課税・応能負担の重視、(4)地方財源の確立、(5)福祉社会の基盤としての税制の確立、という五つの基本原則を提案している。公正・公平な税制の確立こそ二一世紀の公正社会をめざす道であると考える。

二、先に土井委員長は、「消費税廃止プログラム・2」を発表した。これは消費税を廃止した後の税制再改革の目標・課題、手順を四党協議のタタキ台として提案したものであ

る。すでに、他党からも意見が寄せられ、また多くの反響を呼んでいる。今後、国民党からも、専門家からも意見・批判が寄せられることが期待される。それを真摯に受け止め、我々の提案にのみ固執せず、論議と協議の積み上げでよりよい改革案に仕上げる決意である。

(二) 社会党は以下のように自民党に反論する。

一、自民党の争点ばかり

自民党はこれまで意図的に、野党が消費税類似の大型間接税の導入を予定しているなどと事実無根の誹謗中傷をくり返している。さらに、わが党の土井委員長が提案した「消費税プログラム・2」(2月4日発表)に対しても、「驚くべき社会党提案」——個別限定期方式の本質などと反論している。

この反論は、(1)最大の選挙争点である消費税の存廃については一言も触れずじまい、(2)

社会党が提唱した不公平税制の是正をするとする税制再改革の総体にも言及しない、(3)社会党がタタキ台として提案した再改革後の間接税の課税方式のみを歪曲して批判するという奇妙なものである。これは、明らかに消費税の廃止か存続かという選挙争点をずらそぐとするものである。わが党は、将来とも一般消費税・売上税・消費税などの大型間接税は導入しないとの考えを明らかにしている。

二、国民から否定された大型間接税

「縦横十文字、多段階・包括的・網羅的・普偏的で投網をかけるような間接税」||「一般消費税型の交加価値税」||「消費税に象徴される大型間接税」は、この一〇年間の議論と昨年の参議院選挙で国民が明確にノーと審判し、否定された。すなわち、多段階と単段階型の二種類の間接税のうち、多段階——大型間接税が否定されたのであり、わが党は、残るもう一つの単段階の間接税の課税方式の検討をタタキ台として提示したものである。

三、まず大型間接税ありきの自民党

そもそも、これまでの間接税が廃止・吸収されたのは、最初に消費税という大型間接税の導入があったからである。

昨年参議院で可決された「旧物品税」の復元は、あくまでも、再改革期間中の暫定的なものである。それを、今回の提案とイコールであるかのように言うことは、明らかに事実

をゆがめた批判である。

四、逆進性の消費税はダメ

社会党は、逆進性を排し、税の公正・公平

を追求することをめざしている。「子どもの塾やお稽古には課税できないではないか」などという批判は論外であり、消費税の考え方を押しつけようとしていることにほかならない。今回の自民党の見直しによつても、出産・埋葬を除き、ゆり籠から墓場まで課税する消費税の本質が問題となつてゐるのである。にわかわらず、自民党は、全部に課税しなければ不公平であると主張している。しかし、生活必需品をはじめ、何にでも課税する消費税にみられる逆進性こそ不公平である。

自民党は、「ぜいたくを国家権力が判定す

る」などと批判するが、担税能力（税を負担できる能力）を無視した消費税という弱肉強食の悪平等こそ不公平の典型である。担税能力を重視するのは、公平・公正な税制の原則であり、国内的にも国際的にも普遍的な原則となつてゐる。

五、直間比率は「あくまで結果」

自民党は相変わらず直間比率をいうが、消費税が導入されて不公平感がなくなつたなどと思つてゐる国民は一人もいない。直接税における不公平が放置されているから、国民は税負担に不公平感をもつてゐるのであり、その是正こそ求められている。直間比率は竹下

元首相でさえ「あくまで結果」であるとしている。また、消費税こそ零細事業者いじめであることは明白である。

六、税制をきめるのは国民

自民党は、消費税廃止は国際感覚が欠如している、O E C D も批判的であるという。しかし、一般消費税型の大型間接税を導入しなかつたレーガン税制は国際的に批判されたなどという話は聞かない。

世界の税及び間接税の専門家の中にも消費税に対する批判は大きい。税制はそれのが事情なり、国民感情、税制の歴史の中で選択されるべきである。O E C D の報告書に「消費税制廃止には抵抗すべきだ」と書いてあるとして、国内の批判を封じようとする自民党・政府こそ国際感覚を疑われる。

(三) 提案なく批判に終始の自民党

選挙戦中盤にいたるも自民党は、消費税およびその見直し案のもつ構造的欠陥を解消し得る回答も、再見直しの内容もいまなお示してゐない。このため、全国の自民党の候補者は消費税について空手型で国民に支持を訴えている。自民党・政府の消費税必要論は、完全に破綻し、いまや消費税は廃止以外の選択肢しか残されていない。

昨年来、自民党は提案より批判に終始し、政権与党たる資格に疑問があることを露呈し

てきたが、今回もそした為にする議論・批判の姿勢に終始している。



ゆとりある農村・安心できる食生活の実現のために

農業者・消費者のネットワーク

づくりを提唱する

日本社会党
委員長 土井たか子

いま、「飽食」といわれるよう国民の前に世界中の食品があふれている。しかし、その一方でわが国農業の実態は、輸入農産物の圧力におされて減反政策を強いられるとともに、農畜産物価格は抑制されて土地改良などの借金も返済できないという状態に追い込まれている。

わが党は、さきに「新農業プラン」（第一次案）を発表したが、それは高齢化や過疎化のすむ中山間地域において、水田と畜産を有機的に結合して、①国民の食生活の多様化に対応した畜産の振興をはかる、②水田を守り減反政策を見直す。③農業を核とした地域経済の活性化、食糧自給率の向上をはかることを目標にかけている。そして、消費者の要求する安全で良質な食糧を生産することが、今後の日本農業にとって重要な方向であるこ

から脱却した安全な食糧生産を消費者は求めている。このため、消費者運動のなかで芽生えてきている農業者と消費者の「顔のみえる」関係をつくり、信頼できる生産と消費が実現することを目的に「農業者・消費者のネットワークづくり」を提唱する。そして、消費者に信頼された安全な食糧を生産する農業を確立して、農業・農村の活性化をはかつていくことにする。

① 消費者に納得できる食糧生産、農業者が安心して働ける農業を確立するため、生協など消費者団体、市民団体、労働組合と農業・農民団体が取り組んでいる産地直送など多様な運動をはじめとした農業者・消費者とのネットワークづくりをすすめる。

② このネットワークづくりのなかで、農業・農村の活性化をはかり、流通の改善などをおこなっていくとともに、農業者と消費者の合意による「食品安全基準」等を制定して、自治体に「食品安全条例」を制定させる。

1、農業者・消費者のネットワークづくり

食生活の多様化とともに、消費者の食糧の安全性に対する関心は急速に高まってきていく。農業が人間の命を育む食糧を生産しているのであるから、安心であることは当然のことである。しかし、現状の食糧生産は経済性を追求しすぎて、過度に農薬や化学肥料に依存した農業になってしまっている。この状態

2、水田の有効利用と畜産・畑作の振興

自民党政のもとですすめられてきた減反政策は、二〇年もおこなわれてきたにもかかわらずその成果があらわれず減反面積がとめどもなく拡大されてきている。しかも転作作物が定着せず水田の荒廃をまねいている。それは自民党政のすすめる減反政策がコメをつくらせないというだけに終わっていた結果である。「新農業プラン」では、消費の拡大している畜産を振興し、水田を有効に利用することによってその飼料を生産していくことにしている。この場合、畜産農家が飼料を自給することができれば畜産経営の基盤を強化することができる。また、畜産農家からだされる厩堆肥を水田や畑に還元すれば、地力の増加や過度の農薬や化学肥料に頼ることなく安全な食糧の生産にも役立つことになる。このため、次のような施策をあわせてすすめる。

- ① 農業者・消費者のネットワークづくりを基礎として、地域農業を計画的に振興するため、自治体・農業・農民団体・消費者団体によって構成される「地域農業・経済振興計画会議」を設置して、農業・地域経済の活性化をはかる。
- ② 中山間地域の活性化のため、現行過疎法の抜本改正などとともに「中山間地特別交付金制度」を新たに設けることにする。
- ③ 農業生産の効率化など農業経営の改善のため、土地基盤整備等の構造政策を充実す

る。そのなかで公益性の高い基幹事業は国庫負担でおこなう。

3、農業経営・農村の条件整備

農村地域では過疎や高齢化がすすみ、農業後継者が極端に減少しているなど農業の衰退がすすみ、このままでは農業経営の存続が困難になるばかりでなく、農村や地域経済の維持もできなくなる心配がある。地方都市はそれを取り巻く農村の存在と密接に関係しており、農村が衰退すれば地方都市の経済は直接影響を受けるのである。したがって、農業者

・生産者のネットワークづくりのなかで立てられた地域農業振興計画にもとづき、食生活の多様化した消費者の要求に応えていく農業

一九九〇・二・一〇（大阪）

アジアの平和・軍縮にむけて

日本社会党
書記長 山口鶴男

一、さきのマルタ島での米ソ首脳会談での東西冷戦体制の終結宣言やソ連・東欧の急速な改革は、国際的な緊張緩和を促進し、新

生産をおこなうため、次のような農村対策をおこなうことにする。

① 政府の指導による土地改良や畜産経営の過剰設備による農家の固定負債を解消するため、長期・低利・無利子の融資や利子補給などをおこない、農家の固定負債の軽減をはかる。

② 「農民にも厚生年金なみの年金」をスローガンに発足した農業者年金は加入者の減少で破綻の危機にあるが、国庫負担の増額などによって農業者年金の拡充をはかる。

③ 中山間地域において、農山村を維持・活性化していく「担い手」の定住をはかるため「青年農業者就農助成制度」を制定する。

すことも予想され、それだけに平和と軍縮の大きな国際世論の形成は重要である。とりわけ、歐州よりも複雑な軍事的・政治的対峙関係にあるアジア・太平洋地域での平和・軍縮の道を進めるることは緊急な課題となつており、平和国家日本の積極的なニシアチブがもとめられている。

かかるに自民党・海部内閣は、アジアへ態依然の冷戦思考に立つて軍事費を突出させ、さらに米国の軍事費肩代わりを引き受け、緊張激化の要因さえかもし出している。

九〇年代の日本の進路を問う今回の総選挙では、こうした自民党的安保・外交政策についても、国民の審判がもとめられることを強調しなければならない。

一、歴代自民党政府は、米国の世界戦略への協力を通じて自衛隊を肥大化させ、無秩序な経済進出や国内のタカ派風潮の高まりと相まって中国、韓国をはじめ東南アジア諸国からの対日警戒心をつくりだしてきた。日本関係においても「ソ連より日本が恐い」という対日世論が高まり、西欧における対日不信とあわせ日本が世界から孤立しかねない危険な状況が生まれている。こうしたもので、偏狭なナショナリズムの台頭を許すことになれば、その孤立化は、さらに加速されることになりかねない。

したがって、憲法がかかる「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」して「自己のことのみに専念して他国を無視してはならない」との立場に立ち、日本が「国際社会に名譽ある地位を占める」ために、選挙後の国会で、改めて「平和・軍縮・共存・共生宣言」(仮称)を採択するよう提唱する。この宣言には、①「平和五原則」、②「非核三原則」、③「人権と環境」、④「いかなる経済覇権も求めない原則」、④「国連中心の平和外交の原則」等がもりこまれなければならぬ。これに基いて、防衛費の突出、経済援助・協力の在り方をはじめ日本の外交・防衛政策を見直し、国民合意のもとに九〇年代の進路を定めなければならない。

一、軍事的分野だけでなく経済活動においても平和の創造に貢献していくことが今日的な課題となつてゐる。日本経済は、先進国の中でも一人当たりG N P が世界第一位、O D A (政府開発援助)も第一位。また、世界最大の債権国として経済的には、アメリカに次ぐ最大の経済大国にある。しかし、日本株式会社とも呼ばれるように日本の国際経済活動は、非難的であり、O D A 対象国の中には「返上論」さえ生まれてゐる。これは、日本国民として不名誉なことである。したがって、経済活動においても、平和憲法の理念と基調に基いて平和経済外交に徹して推進しなければならない。

平和経済外交は、世界的な相互依存の深まりに立つて、①国際経済関係と国民経済との調和、②経済摩擦の解消に向けた国際的公正競争の確保、③発展途上国との自立的発展のための開発援助、④I M F (国際

軍事ブロックの必要性や論拠を解消していく。この前段に兵力の引き離し、軍事演習の縮小、相互検査など信頼醸成措置を具体化することは当然の課題となる。

この「軍縮会議」は、国連の体制と機能の拡充をはかる「地域機構」としての役割を果すものとして、日本は、この会議の本部事務所を提供し経費の相当額を負担することとする。

通貨基金)、世界銀行、ガット、アジア開発銀行への東西南北の垣根をこえた加盟、(5)「戦略援助」の排除、(6)経済外交、経済協力政策に対する国民監視メカニズムの確立、などの諸原則をふまえて展開する。

アジア近隣諸国については、かつての侵略戦争の反省の上に立って不再戦、霸権をもとめない立場を宣言し、自由、民主主義、人権、自立、共生の原則にそつて、日本の行うべき国際的任務を誠実に実行する。

一、今日の人類的課題は、軍縮問題と同時に地球環境の保全の問題がある。熱帯雨林の乱伐、酸性雨、砂漠化、海洋汚染、土壤汚染、フロンガス等地球規模での環境を保全するため、規模の強化、国際的監視・保護・研究・開発の協力などについて、日本は積極的に取り組む。このため、「地球環境保全宣言」を国会で採択し、日本の基本姿勢を世界に示す。

この上に立つて、国連に対し、①「地球環境特別総会」の開催、②「地球環境年」の設定、③「地球環境十カ年計画」の策定、④国際的・総合的な観測、研究、代替技術の開発、教育・広報などのための「地球環境保全基金」の設立を日本が提唱し、積極的に取り組む。

一、国際的な平和・軍縮、緊張緩和の進展など新たな世界情勢を背景に、民社党もこの

ほど「平和戦略の推進」という新政策を発表した。その内容は、①全面的な緊張緩和と冷戦構造の解消に向けた努力、②核戦力・通常戦力を含む相互的・段階的な軍縮の推進、③緊張緩和の時代に適合した日米安保体制の運用など、わが党の考え方と共に通する部分が多い。これによって、公明党

の平和政策の提起とあわせて、連合政権協議の環境が、これまで以上に整つてきたものと理解する。

選挙後、公明・民社・社民連・参議院連合と共同して消費税廃止法案の提出作業に入るが、九〇年代の安全保障・外交政策についても四党協議を急ぎたい。

一九九〇・二・一一

自民党の「再々反論」を批判する

日本社会党

一、今回の総選挙で問われている最大の争点は、たび重なる公約違反で、逆進性の強い「消費税」を廃止するか、存続するのか、の選択である。社会党の土井委員長がさる四日、鹿児島市で「消費税廃止・税制再改革プログラム・2」を発表したことに対し、自民党が直ちに反論し、さらに、その反論に対して社会党が再反論したが、自民党は

例的な税負担)を改めて強調しているが、この公約違反の大規模間接税(消費税)は昨年の参議院選挙で国民によつて明確に否定されたことは一言もふれていない。さればかりか隨所で、わが党の再反論をスリかえ、歪曲するなど、まさに厚顔無恥の態度に終始している。

三、自民党は、個別間接税を「過去の遺物」と強調しているが、昨年三月末までの個別関接税を業界などの圧力で歪め、しかも大型間接税である消費税導入をすべてに先行させ、個別間接税の長所を「過去の遺物」

二、自民党の「再々反論」は、大型間接税である消費税の意義(消費の能力に応じて比

にさせてきたのは自民党と政府自身にほかならない。この責任をタナ上げしたまま、安易な税率引き上げが可能となる現代の「打ち出の小槌」である大型間接税を導入したことこそ問題にされなければならない。

四、自民党は「サービスを含めた小売売上税

は単段階であるが、その課税ベースにおいて付加価値税とは何ら変わらない」と指摘するが、わが党のいう個別限定列举方式の間接税を小売売上税と同じ印象づけることは、これまでスリ替えること

が主張するのは、多段階はもとより単段階においても導入される危険のある大型間接税を排除するからであり、自民党的税制に対する不勉強は目に余る。

五、再々反論では、個別間接税の逆進性の例として酒、たばこを例示し、所得の高い人も、低い人も同じ負担をしているというが、これ自体嗜好品であり、生活必需品における逆進性とは異なる全くの見当違いである。寒冷地における毛皮が必要品であることは当然であるが、それ故にこそ寒冷地のサラリーマンには寒冷地手当が支給されていることを忘れてはいる。また、直間比率が結果であるというのは、竹下元首相をはじめ歴代の大蔵大臣が再三にわたって強調したことであり、またも論点をスリ替えるこ

とは許されない。

六、自民党は社会党への反論に終始するのでなく、例えば、自民党首脳をはじめ多く

一九九〇・二・一一（福島）

「ゆとりの教育」への五つの提案

日本社会党
委員長 土井たか子

られている今日、教育もまた「ゆとり」ある

ものとすることは不可分の課題である。

そして、教育へゆとりを取り戻すことは、

人と人とのふれあいの大切さを考えさせること

であり、さらには世界の人々との「共に生きる」大切さを理解することに結びつく。

社会党は、次代になう子ども・青年のために教育に「ゆとり」を取り戻すとともに、国際理解を深めるために次の五つの提案を行いたい。

一、「学習指導要領」の質的転換をはかる。

総務庁の調査によれば、「勉強が嫌いだ」とする子どもが四八・三%、「授業がおもしろくない」と訴える子どもが三二・七%もいる。多くの子どもたちが「授業が分から

の候補者が消費税の再見直しを公約しているが、いまこそ、その内容を明示して国民に審判を問うべきである。

ない」、「生徒の理解におかまいなしに授業が進む」と訴えている。こうした子どもたちの指摘は、国際的な「日本の子どもは知識偏重で、創造力や考える力が弱い」という評価とも一致している。これは臨教審さえも指摘した点である。この改革が勉強嫌いをなくす今日の教育の最大の課題がある。

情報化社会で「知識」の量を教えていてはキリがない。学校教育に求められていることは、学び方を教え、必要な知識を調べる力を養い、未知のことがらにチャレンジする能力を育てることであろう。

社会党は、むだな「暗記教育」を強要することはやめ、必要不可欠の知識の精選を行い、学校教育の目安を提供するよう「学習指導要領」の改革を提案する。

二、「学校五日制」を実現する

国際公約でもある労働時間の短縮は、「完全週休二日制」を含め早急に実現されなければならない課題であり、ゆとりある社会のために不可欠である。同様にゆとりある社会の一環としての「学校五日制」は先進諸国では常識となっている。全国の小学校長の調査でも「スポーツ・奉仕など学習以外の活動を盛んにできる」、「余暇の利用で子どもの特性を伸ばせる」として九五・八%校長が「学校五日制」に賛成し、五一・

四%の校長が「できるだけ早く実施して欲しい」としている。教育内容を精選し、創造力・思考力を育てる教育に転換することで十分に「教育レベル」は維持できる。

社会党は、当面月一回の試行を行い、順次拡大するなど早急に「学校五日制」を実現することを提案する。

三、「新テスト」を廃止し、「無試験高校全員入学」をめざす。

1 大学・短大への入学者は同世代人口の四割近くを占めるようになつている。「受験地獄」は今や一部の者の問題ではなくなつていて、今日生じている「偏差値による序列化」は、高校以下の学校教育の中にも大きな影を落としている。このような状況は、大学が個性を喪失して安易な「知識テスト」を横行させたこと、国が「共通一次」や「新テスト」で「知識テスト」を普偏化し拍車をかけたことにある。

今日、一部の大学で、大学の個性にあつた学生を探るために入試の工夫が始まっている。社会党は、そうした大学の努力に期待する。同時に、「偏差値序列化」の元凶であり、個々の大学の創意工夫の障害になつていて、「新テスト」の即時廃止を提案する。

2 高校進学率は九四%にも達している。高校はもはや義務教育に準ずると言つて

も良い状態となつた。わずか二%程度の受験生を振るい落とすために、人間形成の上で大切な中学時代を犠牲にさせることで十分に「教育レベル」は維持できる。

社会党は、学区のあり方、学校の総合化など国民合意によつて高校進学を希望する中学生は無試験で全員高校に入学をめざすよう提案する。

四、「文化・スポーツ省」を新設し、政府と国会に「生涯学習推進委員会」を設置する

1 「週休二日社会」や「高齢化社会」を迎えて、文化・スポーツの需要が高まつていて、しかし、日常生活圏に「文化・スポーツ」を楽しむ施設が決定的に不足している。こうした現状は、「学校五日制」の実現にも大きな障害である。日本の文化予算が、政府予算の規模がはるかに小さいフランスの一〇分の一に過ぎないことに象徴されるように、文部行政では「国民が希求する文化・スポーツ」の振興は望めない。社会党は、「文化・スポーツ」の振興は二一世紀に向けた国を挙げてのテーマと位置付け、その推進のために、「文化・スポーツ省」を設置することを提案する。

2 「生涯学習」は国の施策全体を通じて実現されるものである。例えばILOは「生涯学習」の観点から「有給教育休暇」

を勧告しているが、これは労働行政の努力なしには実現できない。

しかし「生涯学習」は文部省の専管事項のように扱われている。先の中央教育審議会答申は、各省庁の「これらの施策の連絡調整を進める」として「中央生涯学習協議会」の設置を提唱している。しかし、この程度では、各省庁の類似施設の節約などの役にしか立たない。

社会党は、「生涯学習のための環境整備」をあらゆる施策の基礎に置き、必要な施策を行政各分野に勧告する権限を持つ「生涯学習推進委員会」を設置するよう提案する。この委員会は、政府と国会にそれぞれ設けられるべきである。

五、子どもの国際交流「一〇万人計画」

日本が経済大国となり、世界に大きな位置を占めている現在「世界との共生」をめざすことは、教育にとっても重要な課題となっている。そのため、外国人留学生の受け入れの大幅な拡大と奨学金、住宅などの条件の整備、小中高校における外国人教員の採用などとともに、子ども・青年、とりわけ小中学生の国際交流制度の確立を図る。相互に一〇万人の子どもが夏休み等を利用して外国を訪れ、あるいは我が国に受け入れホームステイなどを通して交流することは、国際理解を深める上で必要なこと

と考える。

そのため、交流計画の実施は自治体が行うこととし、政府が資金を援助し、また、アジア・アフリカなどの途上国の子どもの

受け入れはわが国が費用を負担するものとする「子どもの国際交流一〇万人計画」を提案する。

一九九〇・二・一三（中津川市）

談話

日本社会党

書記長 山口鶴男

話

一、九〇年代の政治のスタートを決める総選挙は、わが党をはじめ公明、民社、社民連と連合の協調、協力が功を奏し、反自民勢力が優位に立った情勢で終盤戦を迎えた。

参議院の敗北に引き続き、ウソで得た三〇〇議席体制に固執する自民党は、国民には問われもしない「体制選択論」でもつて有権者を恫喝している。とくに「自由主義を守るために」と称し、「消費税導入で物品税が廃止され、大儲けしている」企業を中心と財界から総額三〇〇億円とも言われる政治献金を集め、大がかりな金権・企業選挙を繰り広げている。この選挙を通じて、自

そう広げたと言わざるをえない。このような政治姿勢は、リクルート事件を契機に「カネのかかる政治・選挙」が批判されたことに対する一片の反省もないばかりか、依然として長期政権へのおごりと居直りを示したものであり、国民を衆愚視したものである。また、リクルート汚染議員がこの選挙で当選すれば、みぞぎを受け、ケジメをつけたことになるという自民党の無責任な主張も許されることではない。これらの動向を国民党は冷静にみており、厳しい審判があるものと、私は信じる。

一、今回の総選挙の特徴は、最大の争点である消費税の廃止か存続かに決着をつけるこ

とはもとより、公約違反の消費税の強行導入にみられる議会制民主主義の破壊、金権選挙・腐敗政治の増長、農業・農村の荒廃、不公正と格差の著しい拡大、平和と重縮の国際的潮流への逆行など、民意を反映しなくなつた自民党一党支配の政治に終止符を打つことにある。

長期にわたる自民党一党支配の政治は、成熟した市民社会のニーズや変動する国際社会への対応能力を失い、それが国民の政治不信を高め、国際社会での日本の発言力と威信を大きく低下させることになった。

総選挙後は日米構造協議をはじめ、対ソ政策調整、対アジア政策など激動する国際環境の変化を受けた日本の積極的な行動が求められることになる。この現実認識から、社会党は内外政策を策定し、国民に政策選択の機会をつくってきた。公明、民社も同様である。しかるに政権与党である自民党はそのニューリーダー、ネオ・ニューリーダーも含め、この選挙中、何ひとつ具体的な政策は提示せず、わが党への攻撃に終始している。昨年に引き続き、自民党は自らが利害関係を重視した脱政策型の派閥連合集団にすぎないことを如実に示したのである。

このため、国民のあいだには自民党単独政治にかわる国民連合の新しい政治を求め

る意識が広がつてゐる。この民意を今回の総選挙に着実に反映させることができ、四党はじめ反自民・非自民政治勢力の大きな任務である。残された選挙期間中、すべての反自民・非自民勢力が、競争と協調を通じて自民党に攻勢をかけ、国民の期待に応えることを、この際、私は呼び掛けたい。

一、わが党はじめ野党各党と連合は、今回の総選挙で自民党を過半数割れに追い込み、与野党逆転による国民連合政権の実現を決意している。自民党過半数割れに足る議席の獲得が共通の目標であり、これは実現可能な情勢にあり、各党が最終盤に向けて全力をあげることを期待する。

総選挙後は、選挙結果でどのような政

勢力地図が描かれて、政権協議の継続という合意を尊重し、四党の書記長、党首会談を提唱し、即刻新しい政局に対応できる態勢をつくりたい。この選挙では消費税存・廃をめぐり、保守系と目される候補者の間にも消費税の公約違反、廃止を公約した者も多く、与野党の系列を問わず、大きな争点となつてゐる。わが党は参議院選挙

「新宣言」に基づく党規約改正を実現したい。

指摘されている党規約の前文は「新宣言」

の採択によって凍結され、歴史的文書として処理されている。それを前提に、改正規約は国民連合政権を担当する政党にふさわしいものとなることは当然である。新規約は、国民に開かれた国民政党、自由と民主主義、公正と公平、人権と共生、平和主義と国際主義に立つ社会民主主義の理念と価値を共有した政党であることが明確にされよう。

じめ選対がかつてなく燃え上がつてゐる実感をひしひしと感じる。八七年の統一自治体選挙で自治体議員が増大、活動領域が広がり、さらに参院選での躍進で支持者が拡大されたことによる自信の現われと思う。また党全体が政権担当政党としての自覚を強め、それにふさわしい政策提起を相次いで行つたことも、党の活性化につながつてゐる。

わが党は引き続き、党の自己革新にとりくむ決意だが、さきの党首公開討論で土井委員長が約束したように、次期党大会では「新宣言」に基づく党規約改正を実現したい。

一、私は今度の選挙で、わが党の候補者をは

自民党過半数割れの実現を

——国民へのアピール——

日本社会党中央執行委員会

一、与野党逆転をかけた総選挙は、いよいよ最終盤を迎えた。全国各地で社会党をはじめ公明・民社・社民連・連合の総力を上げた「自民党を過半数割れに」の訴えは国民の支持を大きく広げ、前回の総選挙で獲得した自民三〇〇議席体制を激しく揺るがしている。このため、自民党は、危機意識を深め、財界に三〇〇億円もの巨額の献金と企業総動員を強要し、田中金権選挙を上回る、かつてない大がかりな金権腐敗・企業ぐるみ選挙を繰り広げている。そこには、リクルート事件に現われた金権腐敗政治に対する反省は全く見られず、これはまさに長期一党支配におどる自民党の居直りに他ならない。

一、わが党は、今回の総選挙の最大の争点に、
 ①消費税の廃止②政治改革③農業・農村の
 再建④平和軍縮の推進⑤公正・公平な社会
 の創造の五つをかかげ、具体的な政策を国

民に示し、全党一丸となつて闘つてきた。

このわが党の訴えは、国民の大きな支持を集めている。消費税の廃止・税制再改革の国民的論議を一步進めるために、わが党が提示した「消費税廃止プログラム2」は、

国民の大きな共感と反響を呼んだが、自民党・海部内閣はこれを誹謗中傷するだけで、自ら公約した消費税見直しさえ否定するかのような再見直しを公言し、消費税廃止の争点隠しをはかつてきただ。その上、この総選挙で問われている内外の政策課題についても何一つ提示していない。これを見ても、自民党は、すでに政権与党としての責任も能力も失っていると言わざるをえない。

一、この総選挙ではわが党の大きな躍進をめざすとともに、公明・民社・社民連・連合をはじめ反・非自民政治勢力の勝利によって、自民党を過半数割れに追い込み、自民党一党支配の政治に終止符を打つ決意であ

る。これによつて九〇年代の新しい政治を切り開き、民意が反映される政治を実現していく。

最終盤での自民党の激しい巻き返しの前に、わが党はここに全党・支持者の総決起を宣言し、全選挙区の勝利を確実にするため一層の国民の支持を強く訴える。特に、わが党が複数候補を擁立した選挙区および自民党独占区では、自民党と激しい競い合いとなつておおり、これに競り勝つことができるかどうかが、自民党を過半数割れに追い込むための要となつていて。

繰り返し国民に訴える。国民の大きな支

持と支援を。

一九九〇年二月一四日



談

話

日本社会党
書記長山口鶴男

一、わが党は、この選挙戦を通じて、①消費税の廃止、②政治改革、③農業・農村の再建、④公正・公平な社会の創造、⑤軍縮・平和の推進——の五つの選挙争点をかかげ、具体的な政策を訴えてきた。このわが党の努力によって、選挙最終盤では、これを国民的な争点として浮上させ、争点隠しの自民党の体制選択論をはねかえし、歴史的な選挙戦にふさわしい状況をつくりだすことができたと思う。

いま、国民が政治にもとめている最大の関心は、拡大する格差と不公平をいかにしてただすかということであろう。「ぬれ手にアワ」のリクルート事件へのケジメ、ミソギ論への批判やマイホームの夢を奪った土地高騰への不満も結局のところ、不公正にたいする怒りにほかならない。

私は、今回の総選挙を「消費税ダメおし選挙」と位置づけ、私の選挙遊説の出発点であった愛媛での記者会見で、消費税をこ

の選挙の第一の争点だと強調した。それは、公約違反という議会制民主主義にそむいた消費税の強行導入を認めることになれば、逆進性など制度的欠陥によつて社会的不公正がますます拡大していくからである。高齢化社会のために消費税は必要であると自民党は主張し、高齢化社会の到来にむけた①年金、②生きがい、③医療・福祉の三つに対する国民の不安を逆手にとつて、老齢人口と就業人口とを単純に比較して、国民の負担率を高める、大衆大増税を導入した。これは、不公正をただすという政治の在り方に逆行しており、国民の批判は当然である。いま、自民党は、消費税の存続をベースに与野党合意をはかるうとさまざまな動きをみせているが、消費税の廃止がすべての前提であることを改めて強調しておきたい。

一、今回の総選挙は、戦後世界の分岐点に重大的な影響を与えるものとして、世界から注目されている。①マルタ島における米・ソ連脳会談による冷戦の終結と世界的軍縮への転換、②ベルリンの物理的な壁撤去がもたらした東西の精神的、経済的、政治的融合の拡大、③内外の枠組みの変革主体としての広範な大衆の国際政治への新たな登場、という世界史の転換に、日本がいかなるアイデンティティをもつて臨もうとするのか、が問われているからである。それは、国内の伝統的な利益誘導型の政治から抜け切れず、内外政策の調整能力を失つたまま、世界から孤立してきたのが自民党政治である。これを今後も続けていくのかどうか、——今回の総選挙が、世界から注視される所以である。おりしも本年末から来年にかけ、西ドイツ、イギリスでも政権交代をかけた選挙が予定されている。

わが国は、すでに参議院議員選挙で自民の長期単独支配に「終わりの始まり」を告げ、一つ目の回答をだした。これをさらに発展させ、世界に開かれた国家を目指し、政権交代による国民連合政治への確かな転換をはかることが、この総選挙に注目する世界の人びとへの私たちのメッセージであると思う。

一、私は、世界に開かれた国家としての日本の安保・外交政策は平和・軍縮・自立・共生・連帯をその基礎にすえなければならぬ

いと考える。それは、社会党の新宣言でも明らかにしてきたように、日本国憲法の精神を国際社会の規範としていくことである。憲法は、平和主義と国際協調、民主主義と人権、公正と連帯をたからかに唱い上げている。冷戦構造の終結宣言、ソ連・東欧の改革は、この基本価値が人類普遍のものであることを改めて示した。

九〇年代の日本の進路は、それを内外政策に反映させ、着実に実行することにあら。その出発点は、自由と民主主義を基本に、政治的公正、経済的公正、そして国際的公正へという新しい政治への挑戦にあると思う。総選挙後は、まつたなしで日米構造協議、対ソ調整、対アジア問題をはじめEC統合にむけた欧洲対応など、激動する国際環境の変化をふまえた日本の安保外交政策が問われるのである。私は、肥大化する自衛隊にたいするアジア近隣諸国への脅威や日米貿易摩擦にみられる日米関係は戦後最悪の状況にあり、欧洲各国の対日不信、アジアをはじめ開発途上国の対日警戒心の高まりのなかで、経済大国としての日本の対外政策が、今日ほど危機的な状況に直面したことはないと思う。これを生み出した最大の要因は、自民党の対外政策の基盤理念がなく場当たり的な対応を長期間にわたって続けてきたことによる。

第一は、全国的選挙情勢は、自民党のかつてない金権選挙によって、自民党とわが党をはじめ反自民勢力とが激しい競り合いを続けている。これに競り勝ち、自民党の過半数割れを実現していく決意である。選挙後の新しい議席分野をふまえての政局は、すでに参議院では与野党が逆転しているということを前提に、連合政治の時代を迎えることは必至である。

これをふまえて私は、わが党の基本的立場を明らかにしておきたい。

第一は、社会、公明、民社、社民連四党を中心とする野党結束の継承・強化である。自民党は参議院の勢力分野をも射程に「政界再編」「部分連合」など、陰陽の野党分断工作を画策するであろうが、わが党は今回の総選挙に示された民意を大切にして四党が結束して対処することを基本におきたい。

第二は消費税廃止と税制再改革、政治改革の制度化、農業問題、来年度予算など、総選挙における公約の具体化と実現であ

したがって、今回の総選挙での五つの争点は、九〇年代の日本の進路を確立するうえで、最初にこえなければならないハードルであり、その意味では、まさにわが国の九〇年代路線をどう選択していくかの争点でもある。

第三は、議員立法活動を活発にして、国権の最高機関としての権威と役割を高めることを通じて政治への国民の信頼を回復することである。昨年の参議院では税制再改革関連九法案、原爆被爆者援護法案などが提出され、さらに四党共同の育児休業法案が提出され、国際開発協力基本法案、パート労働法案なども立法作業中である。今後、この成果をふまえ、四党を中心とする結束によって国会の本来の立法機能を活性化させることが必要である。

第四は、国民連合政権の樹立に向けた連合政権協議を完成させることである。国際情勢の歴史的転換を背景に、安保、外交政策を含め四党合意の環境は整いつつあると思う。九〇年代の改革課題に対する私たち四党の基本認識と共同対応について、国民に明示することが国民連合政権への期待を高め、政権交代の条件を成熟させることにネット（影の内閣）の構成を国民的に論議することが必要となる。

最後に、特別国会における首班指名問題

については、私は、以上のような政治的文章の中で、四党を中心に統一候補づくりに全力をあげたい。

一九九〇・二・一七

選挙戦をたたかつて

日本社会党
書記長 山口鶴男

一、九〇年代は、高齢化、国際化、高度情報化、高学歴化、女性の社会参加が一層進展し、新しい階層・集団の社会的活動が活発化するものと思う。こうした社会の変化に対応して、政治の分野でも新しい動きが展開される。すなわち、新しい政治への挑戦の時代である。したがって、社会党はこの動きをふまえ、真に連合政権を担うにふさわしい国民の党に本格的な脱皮を急がなければならない。

私は、四月の党全国大会にむけて、選挙後、党規約の改正に直ちに着手するとともに、本部機構の在り方を含め、市民社会になじむものに改善していくことも検討した

一、今回の総選挙は、内外ともに「民主主義とは何か」が問われているなかで、九〇年代の日本の進路を問い合わせる歴史的な意義を持っている。わが党は、①消費税の廃止・

一、土井委員長を先頭に、わが党はこの選挙を総力をあげてたたかってきた。総選挙期間中、土井委員長は、延べ二二都道府県、三六選挙区、一万三〇〇〇キロを遊説、行く先々で国民の皆さんから熱い期待と力強い支援をいただいた。わが党の公認一四九、推薦一二、あわせて一六一の候補者は、党員はもとより、労組、農業・中小企業など各種支援団体、後援会、市民グループの支持者が一丸となつて選挙活動を展開してきた。また、連合、総評センター、友愛会議の一致団結した支援、さらに国民連合政権協議を続ける社会、公明、民社、社民連の相互信頼と選挙協力によって、九〇年代政治に挑戦するにふさわしい選挙戦をたたかうことができた。

一、明日は投票日である。選挙戦は投票箱が閉まるまで続いている。残された時間、わが党は、小さな一票であつても、その「一票一票」の積み重ねが政治を変える大きな原動力であることを全力を挙げ訴えていく。わが党は、明日の投票日が、もう一つの「山を動かし」、もう一つの「扉を開

稅制再改革、②金権腐敗追放・政治改革、③農業・農村の再建、④福祉・医療・年金の充実、⑤土地・住宅問題への取り組み、⑥平和・軍縮・地球環境の推進、などを最大の政策争点にかけ、国民の皆さんとの支持と協力を訴えてきた。しかし、自民党は体制選択論や消費稅再見直しなどを持ち出し、争点隠しに終始する一方で、企業・財界に「三〇〇億円の献金」と企業ぐるみ選挙を強要してきた。リクルート事件や消費稅にまつたく反省のない自民党一党支配に、わが党は国民の皆さんが厳しい審判を下すことを確信している。

き」、九〇年代最大の課題である政権交代の実現に向かって、自民党一党支配の終りの日になることを堅く確信している。

一九九〇・二・一八

投票日にあたつて

日本社会党

一、与野党の逆転をかけた総選挙は、いよいよ投票日を迎えた。この選挙戦の特徴は、

参議院選挙に引き続き、国民の厳しい批判にさらされた自民党が、体制選択論や消費税再見直し論等を持ち出し、争点隠しをはかるとともに、リクルート事件に対する反省もなく、財界に三〇〇億もの巨額の政治献金と企業動員を強要し、かつてない金権腐敗、企業ぐるみ選挙を開催してきたことにある。

海部首相は、三五年ぶりに開催された党首公開討論会においてさえ選挙争点隠しに終始し、選挙期間中においても九〇年代の内外の課題に何らの展望も示さず、わが党への非難中傷をくりかえした。もはや、自民党・海部内閣には、政権党としての資格

も能力も失なつてることを改めて示したといわなければならない。

一、今回の選挙は、九〇年代の日本の進路を問い合わせ直すという歴史的な意義をもつた選挙である。わが党は、「一九九〇年―日本が動く」をスローガンに、①消費税の廃止、②政治改革、③農業・農村の再建、④公正・公平な社会の創造、⑤平和・軍縮の推進を最大の争点にかけ、国民の支持と協力を訴えてきた。

わが党は、自民党の過半数割れを実現するため、土井委員長を先頭に全党一丸となつて広範な国民の支持を広げるために奮闘してきた。また、公明・民社・社民連・連合との結束を強め、この選挙戦を自民党・反自民の対決戦にもり上げるために努力し

てきたところである。

一、全国的な選挙情勢は、自民党のかつてない金権選挙によって、自民党とわが党をはじめ反自民勢力が激しい競り合いを続けている。これに競り勝ち、自民党の過半数割れを実現し、新しい政治を切り開くため最後まで奮闘する決意である。

わが党は政治改革をもとめる国民の期待をふみにじり、金権選挙と「ミソギ論」で議席を維持しようとしている自民党にたいし、有権者のみなさんの一票一票で厳しく審判されることを訴える。

国民のみなさん！ もう一つの「山を動かし」、もう一つの扉を開き、自民一党政の政治に代わる国民連合政権の実現への力強い第一歩をふみ出そう！

党 声

明

日本社会党

農政の転換、軍縮と平和共存などこの選挙でかかげた公約の実現に誠実にとりくむと同時に、なお一層の国民の共感を呼ぶ政策立案能力の向上など政策担当能力を高め、国民に開かれた党へと前進し、期待に応える決意である。

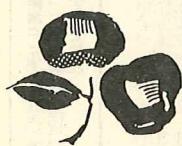
一、九〇年代の幕開けの総選挙で、わが党は、参議院選挙に引き続き大きく前進した。この勝利は、土井委員長を先頭に、全党一丸となつて、国民に開かれた党づくりと自民一党支配の政治に代わって政権を担当するにふさわしい政策の提起、政治の刷新にむけ反自民勢力の結集にねばり強い努力を積み重ねてきたことが国民から評価されたものと確信する。

一、しかし、わが党を中心には反自民勢力が一致してかかげた「自民過半数割れ」の目標を達成することができず、自民党政治をお許すこととなつたことは、きわめて残念である。これは、国民連合政権にふさわしい候補者数の擁立や選挙協力、政権協議の前進など、自民一党支配の政治に代わる新しい政治の実現にむけ、迫力をもつて国民に訴えることが出来なかつたことによる。

わが党は、率直に反省する。

一、自民党的過半数維持は、定数是正や政治改革を放置したまま、空前の金権腐敗選挙・企業ぐるみ選挙を開催し、体制選択論で国民を恫喝して、消費税の存廃、リクルート事件のケジメなど重要な選挙争点隠しをしたまま、およそ民主主義とは無縁の選挙戦によって、かろうじて手にしたに過ぎない。しかも、自民党は、解散前よりは大きく議席を減らしており、結果的に、過半数割れを食い止めることが出来たものの、自民党的長期政権が、この選挙で全面的に信任されたものではない。自民党一党支配の政治の「終りの始まり」が依然として進行していることをこの選挙は示した。

一、わが党は、この選挙結果を冷静に受けとめ、激動する内外の情勢に対応して、野党の結束を強め、九〇年代日本の新しい進路を国民とともに切り開いていく。わが党は、消費税廃止、政治改革、福祉の充実、



▽ 中川	平一	民	新	57,191(11.4)			
▽ 坂川	優	無	新	40,801(8.1)			
金丸	幸枝	共	新	20,543(4.1)			
笛木	竜三	無	新	20,305(4.0)			
山梨							
△ 全県区(5-7)							
金丸	信	自	⑦前	101,756(19.7)			
上田	利正	②社	前	94,390(18.3)			
奥石	東	①社	新	80,311(15.5)			
中尾	栄	自	④前	77,282(15.0)			
田辺	男	自	⑥前	75,412(14.6)			
堀内	光輝	自	⑨前	70,606(13.7)			
桜井	真作	共	新	17,130(3.3)			
長野							
△ 1 区(3-5)							
田中	秀征	自	⑥前	86,465(24.9)			
清水	勇	自	⑧前	84,027(24.2)			
小坂	憲次	自	⑩前	78,225(22.6)			
若林	正俊	自	⑨前	73,399(21.1)			
石坂	千穂	其	新	25,175(7.2)			
△ 2 区(3-5)							
堀込	征雄	社	新	83,814(30.1)			
羽田	政	自	⑤前	71,192(25.5)			
井出	正一	自	⑩前	57,004(20.4)			
成基	松野	共	新	48,317(17.3)			
松沢	瑞枝	共	新	18,507(6.6)			
△ 3 区(4-5)							
串原	義直	社	前	83,513(23.8)			
宮下	創平	自	⑨前	78,381(22.5)			
中島	敏	自	⑦前	66,503(19.0)			
木島	日出夫	共	新	64,948(18.5)			
小川	元	自	⑨前	56,430(16.1)			
△ 4 区(3-5)							
北沢	清功	自	社	新	88,094(23.1)		
唐沢俊	二郎	自	⑨前	81,388(26.8)			
村井	仁	自	⑩前	66,003(21.3)			
小沢	貞孝	民	前	51,495(17.0)			
福元	博	共	新	16,233(5.4)			
岐阜							
△ 1 区(5-9)							
邊	高歲	社	元	131,427(18.3)			
武藤	嘉文	自	⑨前	111,443(15.5)			
大野	武	自	⑨前	101,171(14.1)			
松田	岩夫	自	⑨前	79,709(12.9)			
伏屋	修治	公	前	83,269(11.6)			
菅輪	幸代	無	⑩新	79,832(11.1)			
松野	聖	幸	無	58,799(9.2)			
野田	聖子	無	新	58,587(8.2)			
河瀬	雄	無	新	1,172(0.2)			
△ 2 区(4-7)							
金子	一輝	自	⑨前	91,628(19.3)			
渡辺	栄一	自	⑨前	89,158(19.3)			
古屋	圭	自	①社	新	86,871(18.8)		
山下	八洲夫	社	新	87,472(18.7)			
村井	内信	喜	道	79,715(17.2)			
竹ノ内	勝昌	共	新	14,484(3.2)			
永江	正道	共	新	14,146(3.1)			
△ 3 区(5-8)							
原田	昇左右	自	⑨前	133,602(16.8)			
松前	仰	③社	前	131,239(16.5)			
戸塚	進也	③自	⑨前	130,216(16.4)			
大石	八千	自	⑨前	126,329(15.9)			
蓑仲	義道	④公	前	124,664(12.4)			
柴田	翠	共	元	86,683(10.9)			
狩野	聖修	無	新	83,857(10.5)			
高尾	勇美	共	新	2,292(0.3)			
酒井	敏雄	無	新	1,412(0.2)			
△ 2 区(5-8)							
前島	秀行	②社	前	149,382(22.6)			
吉田	祐斗	二	自	⑨前	125,049(21.0)		
栗原	祐幸	⑦自	⑨前	100,554(15.3)			
木部	佳昭	③自	⑨前	93,332(14.1)			
杉山	憲夫	自	⑨前	90,535(13.7)			
近藤	一虎	民	新	61,378(9.4)			
鶴谷	鉄男	共	新	22,712(3.4)			
齊藤	進	無	新	15,759(2.4)			
△ 3 区(4-6)							
元信	秀	②社	元	133,886(22.5)			
佐藤	弘	③自	⑨前	121,232(20.4)			
柳沢	伯夫	自	⑨前	120,455(20.3)			
安倍	基雄	民	新	95,293(16.0)			
平賀	高成	共	新	19,824(3.3)			
愛知							
△ 1 区(4-8)							
佐藤	泰介	①社	新	115,358(23.4)			
今枝	敬雄	③自	⑩前	84,896(17.2)			
田辺	広雄	自	⑨新	76,406(15.5)			
平田	米男	①公	新	73,682(14.9)			
安井	延	民	新	58,314(11.8)			
本谷	純子	共	新	50,766(10.3)			
河村	篤之	無	⑩新	33,028(6.7)			
山形							
△ 全県区(4-9)							
牧野	隆	守	自	⑨前	84,785(16.9)		
辻	一彦	③社	前	84,062(16.8)			
平泉	涉	自	⑨前	71,854(14.3)			
山本	福	拓	自	⑨新	62,293(12.4)		
福田	輝	無	新	59,776(11.9)			
福井							
△ 1 区(3-6)							
安田	修三	④社	前	81,732(21.6)			
岡住	博司	自	⑩新	80,506(21.3)			
長勢	基	還	自	⑨前	80,078(21.2)		
野上	徹	微	自	⑨元	72,657(20.5)		
廣野	田中	高良	共	新	55,547(14.7)		
△ 2 区(3-6)							
綿貫	輪	輪	自	⑨前	82,092(26.6)		
木間	橋	康太郎	自	⑨新	73,291(23.8)		
橘	川崎	伸一	共	新	69,999(22.7)		
△ 3 区(2-5)							
豊川	草	建男	無	新	4,988(1.6)		
△ 4 区(2-5)							
筒井	高鳥	勝彦	自	⑨前	82,603(31.6)		
筒井	白川	宮	自	⑨前	65,951(25.3)		
高鳥	宮	勝彦	自	⑨前	61,106(24.3)		
△ 5 区(1-5)							
山中	朝	修	自	⑨前	47,388(18.2)		
田中	中	徳光	共	新	4,001(1.5)		
富山							
△ 1 区(3-6)							
安田	修三	④社	前	81,732(21.6)			
岡住	博司	自	⑩新	80,506(21.3)			
長勢	基	還	自	⑨前	80,078(21.2)		
野上	徹	微	自	⑨元	72,657(20.5)		
廣野	田中	高良	共	新	55,547(14.7)		
△ 2 区(3-6)							
綿貫	輪	輪	自	⑨前	77,736(25.6)		
木間	橋	康太郎	自	⑨新	73,291(23.8)		
橘	川崎	伸一	共	新	69,999(22.7)		
△ 3 区(5-9)							
豊川	草	建男	自	⑨前	77,697(25.6)		
△ 4 区(5-9)							
江島	嶋	勝彦	自	⑨前	77,697(25.6)		
△ 5 区(5-11)							
山花	貞夫	④社	前	117,605(18.1)			
伊藤	公介	④自	⑩前	105,151(17.0)			
石川	節	③公	前	123,526(13.5)			
音櫻	音	喜	自	⑨前	127,742(13.0)		
谷口	谷	久	自	⑨前	113,713(11.6)		
△ 6 区(5-13)							
洪	井	祐弘	共	自	⑨前	194,486(23.4)	
島村	宣伸	自	⑨前	142,922(19.1)			
山口	那津	丈	公	前	139,516(18.7)		
鰐岡	鰐	祐弘	共	自	⑨前	91,160(12.2)	
佐野	亮	元	前	25,179(3.4)			
十文字	幸夫	章	民	新	16,279(2.2)		
開根	根	重信	無	新	14,533(2.0)		
鈴木	鈴	義	無	新	1,870(0.3)		
鈴木	鈴	義	無	新	632(0.1)		
原田	原	義	明	新	493(0.1)		
田中	中	智	也	新	205(0.0)		
△ 7 区(5-16)							
山花	貞夫	④社	前	117,605(18.1)			
伊藤	公介	④自	⑩前	105,151(17.0)			
石川	節	③公	前	123,526(13.5)			
音櫻	音	喜	自	⑨前	127,742(13.0)		
谷口	谷	久	自	⑨前	113,713(11.6)		
△ 8 区(5-17)							
柏谷	柏	祐弘	共	自	⑨前	78,114(14.6)	
石原	石	義	明	新	73,929(13.8)		
高橋	高	慶	自	⑨前	72,165(13.5)		
外	外	伸	一郎	自	⑨前	69,131(12.9)	
鈴木	鈴	茂	良慶	自	⑨前	66,337(12.4)	
大久保	大	久	久	自	⑨前	61,311(11.5)	
保	保	茂	良慶	自	⑨前	58,883(11.0)	
田附	田	久	久	自	⑨前	29,333(5.5)	
細木	細	久	久	自	⑨前	4,830(0.9)	
日高	日	久	久	自	⑨前	3,636(0.7)	
平原	平原	和	秀	和	自	⑨前	2,831(0.5)
町田	町田	紀代子	義	子	自	⑨前	1,783(0.3)
森田	森	重松	九郎	重	自	⑨前	747(0.1)
飯田	飯	田	一	自	⑨前	285(0.1)	
佐伯	佐	一	一	自	⑨前	217(0.0)	
神奈川							
△ 1 区(4-7)							
伊藤	英	④社	前	165,254(26.0)			
鈴木	恒夫	②自	⑩前	115,227(18.1)			
小此彌	小此彌	三郎	自	⑩前	107,669(16.9)		
鈴木	和	雄	雄	自	⑩前	79,889(12.6)	
△ 2 区(5-1)							
瓦	瓦	建男	無	新	48,241(21.1)		
△ 3 区(5-1)							
高橋	高橋	美奈子	大	未	共	新	35,969(15.7)
△ 4 区(5-1)							
高橋	高	美奈子	大	未	共	新	3,888(1.7)
△ 5 区(3-8)							
小泉	小泉	一郎	自	⑨前	168,997(18.4)		
田川	田	誠	一	進	自	⑨前	164,207(17.3)
岩垂	岩	垂喜	喜	男	自	⑨前	162,341(17.6)
市川	市	原	義	昭	自	⑨前	117,601(12.3)
中路	中	弘	雅	共	前	86,400(9.4)	

◇ 2 区(5-7)	当 小沢 克介①社 前 100,462(20.6)	图 森本 晃司③公 前 88,323(11.4)	▽ 大矢 卓史 無⑧新 前 63,646(19.5)	柴田 富一 無 新 1.238(0.3)
当 高村 正彦④自⑨前 88,676(18.2)	图 辻 第一⑤共 前 80,501(10.7)	图 西川 英二 諸新 50,029(15.3)	图 網岡 雄②社 元 177,361(24.0)	
当 吹田 慎⑥自⑩前 85,117(17.4)	图 吉田 之久 民 前 77,346(10.2)	图 連川 三郎③無⑨前 4,918(1.5)	图 丹羽 兵助②自⑩前 130,060(17.6)	
当 佐藤 信一⑤自⑩前 81,023(16.6)	图 建田忠三郎 自⑦元 66,223(8.8)	△ 2 区(5-7)	图 久野統一郎①自⑨新 117,725(16.0)	
当 井上 欣記 民 新 48,376(9.9)	图 田野惣良太郎 無 新 47,849(6.3)	图 中山 正隆⑧自⑨前 109,721(19.9)	图 山中 丘 民 前 116,948(15.8)	
当 加藤 穎 共 新 18,486(3.8)	图 向井 弘 無 新 32,136(4.3)	图 濑井 光雄⑧共 前 105,982(19.2)	图 冲谷 義尚 諦 45,290(6.1)	
徳島				
◇ 全県区(5-9)	图 後藤正晴①自⑨前 96,453(20.5)	图 前田 正①自⑨新 84,228(11.6)	图 佐藤 鶴朗 前 31,990(4.3)	图 岸邊 悅子 無 新 8,327(1.1)
当 仙谷 由人①社 新 86,632(18.4)	图 坂井 弘一⑧公 前 71,652(19.7)	图 江頭 鴨明 無 新 60,543(11.0)	图 便 2,625(0.4)	
当 山口 傲一①自⑨新 58,722(12.5)	图 萩志 八郎①社 前 64,697(19.0)	图 河頭 鴨明 無 新 1,792(0.3)		
当 逃藤 和良③公 前 51,283(19.0)	图 宮原 友一 共 前 48,117(13.2)			
当 井上 普方③社 前 49,072(10.4)	△ 2 区(3-6)			
当 岸 正 無⑨新 48,591(19.3)	图 野田 寛一①自⑨新 60,262(21.3)	图 東中 正①自⑨新 64,228(11.6)		
当 次久米圭一郎 自 新 32,963(7.0)	图 東 亀力③自⑨前 60,120(21.2)	图 武 民 新 65,043(11.0)		
当 中村 博彦 無 新 30,419(6.5)	图 二階 俊博③自⑨前 57,663(20.4)	图 寺西 民 新 65,043(11.0)		
当 神野 明昭 共 新 17,395(3.7)	图 王置 公良 社 前 49,886(17.6)	图 江頭 鴨明 無 新 1,792(0.3)		
香川				
◇ 1 区(3-5)	图 井上 大介③自⑨前 109,964(30.3)	△ 3 区(5-8)	△ 3 区(3-6)	△ 3 区(3-6)
当 真鍋 光広①自⑨新 83,089(27.5)	图 石破 茂②自⑨前 82,169(21.5)	图 井上 大介③自⑨前 223,030(26.3)	图 海部 傑樹①自⑨前 195,713(36.2)	
当 三野 優美②社 前 80,740(26.7)	图 野坂 浩賢②社 前 75,439(19.8)	图 原田 審一③自⑨前 157,669(19.0)	图 佐藤 錦崎 前 120,728(22.3)	
当 木村 龍雄②自⑨前 66,544(22.0)	图 武相 沢文⑦社 元 75,112(19.7)	图 近江己巳夫⑧公 前 125,187(15.1)	图 岩崎 真澄②自⑨前 105,980(19.6)	
当 藤本 孝雄 自⑨前 56,673(19.3)	图 沖野 美幸①共 前 80,436(17.6)	图 宮野 美幸①共 前 120,292(14.5)	图 森 祖父江俊男 共 新 83,189(15.4)	
当 松原 昭夫 共 新 12,479(4.1)	△ 2 区(3-6)	图 中野 宽成④自⑨前 102,568(12.3)	图 父江俊男 共 新 24,509(4.5)	
当 森田 一④自⑨前 74,761(26.5)	图 東 亀力③自⑨前 60,120(21.2)	图 阿部 令子④自⑨前 79,102(9.5)	图 行井 克 無 新 10,707(2.0)	
当 加藤 紫秋①社 新 86,612(24.4)	图 二階 俊博③自⑨前 57,663(20.4)	图 大部 順一⑨無諸 22,705(2.7)		
当 大野 功祐②自⑨前 61,189(21.7)	图 王置 公良 社 前 49,886(17.6)	图 田中 朝希 無 新 650(0.1)		
当 月原 皓磨 自⑨前 60,454(21.5)	图 竹内 敦 共 元 38,062(13.4)	△ 4 区(4-5)	△ 4 区(4-6)	
当 岸下 昌浩 無 新 12,347(4.4)	图 井上 共 元 17,181(6.1)	图 堀川正十郎⑧自⑨前 223,219(32.1)	图 川島 英成③民 前 151,968(22.9)	
当 土岐 一郎 共 新 4,237(1.5)		图 上田 三枝⑥社 元 75,176(23.1)	图 伊藤 正徳②自⑨前 134,793(20.3)	
愛媛		图 吉井 英勝①共 前 134,188(19.3)	图 杉浦 休興⑥自⑨前 125,688(19.0)	
◇ 1 区(3-7)	图 竹内 敦 共 元 17,181(6.1)	图 竹内 敦 共 前 118,378(17.0)	图 堀垣 大村 奉新 21,054(3.2)	
当 塚崎 潤④自⑨前 67,636(22.2)	△ 5 区(4-7)	图 中田 昌秀 無 新 58,848(8.5)	△ 5 区(3-7)	
当 谷間 開闥 潤④自⑨前 66,425(21.8)	图 野坂 仁喜④自⑨前 75,176(23.1)	图 早川 勝②社 前 107,855(25.3)	图 早川 勝②社 前 107,855(25.3)	
当 宇都宮真由美①社 新 65,260(21.5)	图 佐野 伸也④自⑨前 75,252(19.4)	图 浅野 錦一①自⑨新 92,950(24.4)	图 浅野 錦一①自⑨新 92,950(24.4)	
当 井上 和久 共 前 46,088(15.1)	图 石橋 久典④自⑨前 61,604(12.2)	图 村田敏次郎③自⑨前 79,401(20.8)	图 村田敏次郎③自⑨前 79,401(20.8)	
当 中村 時広 無⑨新 38,537(12.7)	图 吉原 道也④自⑨前 60,071(12.9)	图 近藤 豊 自⑨元 共 新 75,638(19.9)	图 近藤 豊 自⑨元 共 新 75,638(19.9)	
当 宮崎 貞穂④自⑨前 13,805(4.5)	图 中林 佳子 共 元 42,583(8.4)	图 三浦 敬三 共 新 13,885(3.6)	图 三浦 敬三 共 新 13,885(3.6)	
当 2 区(3-5)		图 寺西 進 一雄④自⑨新 7,794(2.0)		
当 藤田 高敏④社 元 97,641(30.9)	△ 6 区(3-5)	图 中島 治彦 進 共 新 3,453(0.9)		
当 越智 伊平洋④自⑨前 83,920(26.6)	图 池田 長吉④自⑨前 72,226(24.3)			
当 村上 鎌一郎②自⑨前 64,084(20.3)	图 佐野 伸也④自⑨前 73,579(22.9)			
当 小野 哲也 共⑨新 61,844(19.5)	图 石井 伸也④自⑨前 62,718(18.9)			
当 大河内一郎 共 新 8,710(2.3)	△ 7 区(3-5)			
当 西田 司 65白④自⑨前 75,180(27.5)	图 池田 長吉④自⑨前 73,579(22.9)			
当 田中 恒利④社 前 71,561(26.1)	△ 1 区(5-8)			
当 今井 勇⑦自⑨前 69,299(25.2)	图 佐野 伸也④自⑨前 62,718(18.9)			
当 高橋 英吾 無 新 49,729(18.2)	图 水田 伸也④自⑨前 58,849(17.3)			
当 稲垣 豊彦 共 新 4,152(1.5)	△ 2 区(5-7)			
当 新宅 隆志 無 新 3,860(1.4)	图 田中 伸也④自⑨前 54,116(16.3)			
高知				
◇ 全県区(5-11)	图 竹内 敦 共 元 108,169(21.4)	△ 1 区(5-9)	△ 1 区(5-9)	
当 五島 正規①社 新 79,314(16.4)	图 桜内 乾雄①自⑨前 79,880(15.8)	图 土肥 隆一①社 新 119,582(17.0)	图 伊藤 忠治③社 前 119,582(17.0)	
当 中谷 元①自⑨新 66,573(13.7)	图 細田 博之③自⑨新 77,059(15.3)	图 佐藤 正恭③自⑨前 110,384(15.7)	图 北川 二郎③自⑨前 110,384(15.7)	
当 山曾 有二①自⑨新 64,499(13.3)	图 佐野 久典④自⑨新 75,252(19.4)	图 岩城 亮也④自⑨新 95,163(15.0)	图 川崎 亮也④自⑨新 95,163(15.0)	
当 石田 稔稔①公 前 56,581(11.7)	图 石橋 大吉②社 前 61,604(12.2)	图 田中 一郎①自⑨新 97,290(13.8)	图 田中 一郎①自⑨新 97,290(13.8)	
当 山原謙二郎④共 前 56,088(11.6)	图 吉原 米治 共 元 60,072(11.9)	图 中井 治 共 新 94,649(13.5)	图 中井 治 共 新 94,649(13.5)	
当 山崎 康盛 白⑨元 51,551(10.6)	△ 2 区(3-6)	图 坂口 伸也④自⑨新 92,466(13.2)	图 坂口 伸也④自⑨新 92,466(13.2)	
当 林 俊茂 無 新 38,856(8.0)	图 田中 伸也④自⑨前 56,088(11.6)	图 萩原 岩生 前 37,820(5.4)	图 萩原 岩生 前 37,820(5.4)	
当 田村 公平 無⑨新 35,352(7.3)	△ 3 区(3-6)	△ 2 区(4-6)	△ 2 区(4-6)	
当 所谷 武尚 無 新 19,947(4.1)	图 佐沼 恵典 共 新 63,058(11.3)	图 田村 孝生④自⑨前 81,446(23.8)	图 伊藤 元①自⑨前 81,446(23.8)	
当 伴 正一 無 新 8,266(1.7)	图 佐沼 恵典 共 新 61,466(11.1)	图 藤野 昭彦③自⑨前 74,956(21.9)	图 藤野 昭彦③自⑨前 74,956(21.9)	
当 7,748(1.6)	△ 4 区(4-6)	图 佐野 伸也④自⑨前 69,381(24.4)	图 石井 昭彦③自⑨前 67,032(19.6)	
福岡		图 佐野 伸也④自⑨前 225,540(24.8)	图 岩島 勝 1 1,096(0.2)	
◇ 1 区(5-9)	图 森井 忠良④社 元 103,897(25.9)	△ 5 区(5-8)		
当 勇崎弥之助④共 前 179,568(17.4)	图 谷川 和機④自⑨前 80,965(20.2)	图 宇野 宗佑④自⑨前 129,526(19.6)		
当 松本 龍一④社 新 176,945(17.1)	图 增岡 トビ④自⑨前 50,711(17.6)	图 山元 勉①社 新 117,168(17.7)		
当 山崎 拓⑦自⑨前 160,388(15.5)	图 池田 行彦④自⑨前 68,550(17.1)	图 武村 正義②自⑨前 96,230(14.5)		
当 太田 城一④自⑨前 154,034(14.9)	图 角谷 進 井 共 新 66,035(16.5)	图 川端 達夫②民 前 92,031(13.9)		
当 吉村剛太郎 自⑨元 113,707(11.0)	△ 3 区(5-7)	图 山下 博義 共 新 91,032(13.8)		
当 本庄 広三 共 新 50,131(4.8)	图 岩出 勝 乾 一郎④自⑨新 93,065(13.1)	图 川島 勝 1 51,491(7.8)		
当 前田 三三 28,287(3.2)	图 林田 敬子 共 新 59,121(19.1)	图 佐藤 信也④無⑨新 83,434(12.6)		
当 嶺田大太郎 無 新 18,758(1.8)	△ 2 区(4-6)	图 岩出 勝 乾 一郎④自⑨新 54,054(6.0)		
当 岩田 順介①社 新 123,468(22.0)	图 森井 忠良④社 元 103,897(25.9)	△ 3 区(3-5)		
当 麻生 大輔④自⑨前 99,876(18.1)	图 谷川 和機④自⑨前 80,965(20.2)	图 永井 信也④社 前 137,689(29.2)		
当 三原 朝香②自⑨前 90,643(16.1)	△ 2 区(4-6)	图 井上 喜一②自⑨前 119,406(25.3)		
当 小沢 信一④共⑨元 85,586(15.2)	图 増岡 トビ④自⑨前 50,711(17.6)	图 岩出 勝 乾 一郎④自⑨新 92,248(24.8)		
当 東 健治④公 前 81,578(14.5)	图 角谷 進 井 共 新 68,550(17.1)	图 石井 伸也④自⑨前 97,248(24.8)		
当 北橋 健治④公 前 80,881(14.4)	△ 3 区(5-7)	图 佐野 伸也④自⑨前 92,399(12.1)		
△ 3 区(5-10)	图 安倍晋太郎①自⑨前 102,204(24.8)	△ 4 区(4-6)		
当 古賀 城一③自⑨前 86,601(17.1)	图 小川 倍①社 新 95,824(23.3)	图 佐野 伸也④自⑨前 97,248(24.8)		
当 古賀 正浩②自⑨前 72,629(14.4)	图 河村 連夫①自⑨新 77,506(18.3)	图 佐野 伸也④自⑨前 92,399(12.1)		
当 横藤 信一⑥公 前 66,163(13.1)	图 佐藤 駿次①自⑨新 77,506(18.3)	图 沢井 伸也④自⑨前 88,460(18.4)		
大坂		图 佐藤 駿次①自⑨新 72,147(36.0)		
◇ 1 区(4-6)	图 田川 草次 共 新 35,895(3.7)	△ 5 区(2-5)		
当 烏賀 毅 1 1,238(0.3)	图 安倍晋太郎①自⑨前 102,204(24.8)	图 谷 一洋①自⑨新 66,461(33.1)		
当 前田 伸夫①自⑨新 12,876(5.4)	图 林 韶郎③自⑨前 87,473(21.2)	图 明治 一洋①自⑨新 35,141(17.4)		
△ 3 区(5-10)	图 佐藤 駿次①自⑨新 35,895(3.7)	图 佐藤 駿次①自⑨新 18,035(9.0)		
当 古賀 伸夫①自⑨新 12,876(5.4)	图 田川 草次 共 新 12,876(5.4)	图 岩原 均 共 新 8,832(4.4)		
当 古賀 伸夫①自⑨新 12,876(5.4)	△ 4 区(4-6)	△ 5 区(2-5)		
当 古賀 伸夫①自⑨新 12,876(5.4)	图 佐藤 駿次①自⑨新 35,895(3.7)	图 吉岡 賢治①無⑨新 72,147(36.0)		
当 古賀 伸夫①自⑨新 12,876(5.4)	△ 3 区(3-5)	图 谷 一洋①自⑨新 66,461(33.1)		
当 古賀 伸夫①自⑨新 12,876(5.4)	图 佐藤 駿次①自⑨新 35,895(3.7)	图 佐藤 駿次①自⑨新 35,141(17.4)		
当 古賀 伸夫①自⑨新 12,876(5.4)	△ 4 区(4-6)	图 佐藤 駿次①自⑨新 18,035(9.0)		
当 古賀 伸夫①自⑨新 12,876(5.4)	图 佐藤 駿次①自⑨新 35,895(3.7)	图 佐藤 駿次①自⑨新 8,832(4.4)		
奈良		△ 5 区(2-5)		
◇ 全県区(5-10)	图 松原 前田 伸夫①自⑨新 12,876(5.4)	图 佐藤 駿次①自⑨新 131,504(17.4)		
当 松原 前田 伸夫①自⑨新 12,876(5.4)	△ 6 区(6)	图 佐藤 駿次①自⑨新 131,504(17.4)		
当 松原 前田 伸夫①自⑨新 12,876(5.4)	图 佐藤 駿次①自⑨新 12,876(5.4)	图 武志 伸夫②自⑨前 120,327(15.9)		
当 奥野 勝良 伸夫①自⑨新 12,876(5.4)	△ 7 区(7)	图 武志 伸夫②自⑨前 120,327(15.9)		
当 横藤 伸夫①自⑨新 12,876(5.4)	图 佐藤 駿次①自⑨新 12,876(5.4)	图 岩田 勝 伸夫①自⑨新 110,245(14.6)		
京都				
◇ 1 区(5-8)	图 岩田 勝 伸夫①自⑨新 12,876(5.4)	△ 1 区(5-8)		
当 岩田 勝 伸夫①自⑨新 12,876(5.4)	△ 2 区(4-6)	图 岩田 勝 伸夫①自⑨新 12,876(5.4)		
当 岩田 勝 伸夫①自⑨新 12,876(5.4)	△ 3 区(3-5)	图 岩田 勝 伸夫①自⑨新 12,876(5.4)		
当 岩田 勝 伸夫①自⑨新 12,876(5.4)	△ 4 区(4-6)	图 岩田 勝 伸夫①自⑨新 12,876(5.4)		
当 岩田 勝 伸夫①自⑨新 12,876(5.4)	△ 5 区(5-8)	图 岩田 勝 伸夫①自⑨新 12,876(5.4)		
当 岩田 勝 伸夫①自⑨新 12,876(5.4)	△ 6 区(6)	图 岩田 勝 伸夫①自⑨新 12,876(5.4)		
当 岩田 勝 伸夫①自⑨新 12,876(5.4)	△ 7 区(7)	图 岩田 勝 伸夫①自⑨新 12,876(5.4)		
大阪				
◇ 1 区(3-6)	图 小谷 柳本 正森 前 12,876(5.4)	△ 1 区(3-6)		
当 小谷 柳本 正森 前 12,876(5.4)	△ 2 区(4-6)	图 小谷 柳本 正森 前 12,876(5.4)		
当 小谷 柳本 正森 前 12,876(5.4)	△ 3 区(3-5)	图 小谷 柳本 正森 前 12,876(5.4)		
当 小谷 柳本 正森 前 12,876(5.4)	△ 4 区(4-6)	图 小谷 柳本 正森 前 12,876(5.4)		
当 小谷 柳本 正森 前 12,876(5.4)	△ 5 区(5-8)	图 小谷 柳本 正森 前 12,876(5.4)		
当 小谷 柳本 正森 前 12,876(5.4)	△ 6 区(6)	图 小谷 柳本 正森 前 12,876(5.4)		
当 小谷 柳本 正森 前 12,876(5.4)	△ 7 区(7)	图 小谷 柳本 正森 前 12,876(5.4)		

(注)自民党的追加公認と、
各党の単独推薦の無所属當選者は
で国会内会派に加わる予定者は
次の通り。
【自民党】 御法川英文(秋田
二区)、増子輝彦(福島二区)、
増田敏男(埼玉三区)、石原伸
晃(東京四区)、岩村卯一郎
【公明党】 草川昭三(愛知二
区)、中馬弘毅(大阪)

解散時	新勢力	當選者	前元新				○新勢力には に加わる予定者は が、社民連 進歩派は 派は選管への届け出によ る。当選後は議席数を 記した③当選者の党 勢は選管への届け出によ る。当選後の異動は含まない
			275	228	4	43	
295	286	自民会 公連	136	64	16	56	7
83	139	社連	45	34	0	11	1
55	46	歩派	16	10	2	4	2
27	16	進	14	8	3	3	0
26	14	諸	4	4	0	0	0
4	4	無所属	1	1	0	0	0
1	1	自民・保守系	0	0	0	0	0
0	0	野党	21	4	1	16	2
4	6	その他	15	2	1	12	0
3			6	2	0	4	0
1			0	0	0	0	0
0			0	0	0	0	0
欠員17	512	合計	512	353	26	133	12
					解散時	7	

衆院の新勢力分野

鹿児島	
◇ 1 区(4-8)	辰雄(5社)前 83,374(18.5)
当 新盛 富治(5社)前 78,857(17.5)	高石 和茂(1自)(6-3)
当 川崎 宽治(5社)前 73,414(16.3)	長野 祐也(7自)(6-3)
当 宮崎 茂一(7自)(6-3)	岩元 力(無)(3-3)
当 宮崎 祐也(5自)(6-3)	山崎 武人(無)(3-3)
当 丸野 元治(5自)(6-3)	山崎 武三郎(無)(6.2)
当 丸野 元治(5自)(6-3)	小里 貞利(6自)(6-3)
当 平田辰一郎(1自)(6-3)	平田辰一郎(1自)(6-3)
当 有馬 元治(5自)(6-3)	村山 喜一(5社)前 82,443(30.5)
当 有馬 元治(5自)(6-3)	柴立 俊朗(其)(研)前 74,518(27.6)
当 有馬 元治(5自)(6-3)	柴立 俊朗(其)(研)前 60,136(22.3)
当 有馬 元治(5自)(6-3)	木村 智(共)(新) 7,255(2.7)
◇ 2 区(3-5)	岩元 力(無)(3-3)
当 村山 喜一(5社)前 86,751(40.5)	山崎 武三郎(無)(3-3)
当 有川 清次(1社)新 62,488(29.1)	小里 貞利(6自)(6-3)
当 仲村 正治(2自)(5-6)	宮崎 貞則(自)(研)前 62,480(29.1)
当 仲村 正治(2自)(5-6)	上原 康助(5自)(研)前 2,719(1.3)
当 仲村 正治(2自)(5-6)	玉城 栄一(公)前 49,591(50.4)
当 仲村 正治(2自)(5-6)	西銘隆志郎(自)新 47,446(48.2)
当 仲村 正治(2自)(5-6)	島長 義(共)新 1,428(1.5)
沖縄	
◇ 全県区(5-6)	古賀 一成(1自)(新) 56,978(11.3)
当 古賀 尚純(民)新 46,683(9.2)	島津 魁介(6社)前 35,218(7.0)
当 中村 空生(無)(新) 30,371(6.0)	高石 春男(無)(新) 17,639(3.5)
当 中村 空生(無)(新) 1,784(0.4)	笠原 忠雄(其)(新) 1,784(0.4)
当 古賀 一成(1自)(新) 83,183(17.4)	中西 錠介(6社)前 103,857(21.8)
当 古賀 一成(1自)(新) 76,603(16.1)	三浦 久(共)元前 74,493(15.6)
当 古賀 一成(1自)(新) 34,672(7.3)	鶴治 幸三(6公)前 72,998(15.3)
当 古賀 一成(1自)(新) 28,186(5.9)	山本 智矩(民)新 3,199(0.7)
当 古賀 一成(1自)(新) 50,798(5.3)	西本 菊男(無)共 27,195(5.3)
佐賀	
◇ 1 区(5-7)	佐賀 克陽(2社)前 102,114(20.0)
当 佐賀 德夫(8自)(研)前 84,738(16.6)	田口 健二(2社)前 111,905(21.7)
当 佐賀 利耕(6自)(研)前 83,730(16.3)	西岡 武夫(9自)(研)前 94,362(18.3)
当 佐賀 隆壹(1自)(研)前 81,040(15.5)	高木 裕明(1民)新 83,730(16.2)
当 佐賀 隆壹(1自)(研)前 79,242(15.5)	久間 章生(4自)(研)前 63,549(16.2)
当 佐賀 大坪健一郎(自)(研)前 66,851(13.1)	倉成 正(10自)(研)前 63,678(12.4)
当 佐賀 大坪健一郎(自)(研)前 16,287(3.2)	西村謙一郎(自)(研)前 50,798(5.3)
長崎	
◇ 1 区(5-7)	長崎 健二(2社)前 111,905(21.7)
当 長崎 西岡 武夫(9自)(研)前 94,362(18.3)	田口 健二(2社)前 111,905(21.7)
当 長崎 高木 裕明(1民)新 83,730(16.3)	佐賀 德夫(8自)(研)前 84,738(16.6)
当 長崎 久間 章生(4自)(研)前 63,549(16.2)	佐賀 利耕(6自)(研)前 83,730(16.3)
当 長崎 倉成 正(10自)(研)前 63,678(12.4)	佐賀 隆壹(1自)(研)前 79,242(15.5)
当 長崎 正彦(無)共 27,195(5.3)	佐賀 大坪健一郎(自)(研)前 66,851(13.1)
当 長崎 正彦(無)共 16,287(3.2)	佐賀 田口 健二(2社)前 111,905(21.7)
熊本	
◇ 1 区(5-8)	熊本 速見 韶(1社)新 66,969(18.5)
当 熊本 速見 韶(1社)新 63,539(17.6)	熊本 速見 韶(1社)新 66,969(18.5)
当 熊本 光武(無)新 61,948(17.1)	熊本 光武(無)新 63,539(17.6)
当 熊本 和夫(2自)(研)前 52,751(14.6)	熊本 九郎(自)(研)前 61,948(17.1)
当 熊本 正彦(無)新 50,842(14.1)	熊本 正彦(無)新 52,751(14.6)
当 熊本 一信(自)新 48,022(13.3)	熊本 田中 博(自)(研)前 50,842(14.1)
当 熊本 中尾 武憲(共)新 12,791(3.5)	熊本 中尾 武憲(共)新 4,361(1.2)
当 熊本 武憲(共)新 27,195(5.3)	熊本 田中 博(自)(研)前 12,791(3.5)
大分	
◇ 1 区(5-8)	大分 昭一(1社)新 121,834(18.9)
当 大分 倉田 栄喜(1公)新 86,931(14.8)	大分 野田 鶴(7自)(研)前 86,931(13.5)
当 大分 野田 鶴(7自)(研)前 82,119(12.3)	大分 魚住 汎英(2自)(研)前 80,873(12.6)
当 大分 松岡 利勝(1無)新 80,505(12.5)	大分 松岡 利勝(1無)新 80,505(12.5)
当 大分 松野 博(自)(研)前 78,538(12.2)	大分 松野 加藤(自)(研)前 77,560(2.7)
当 大分 加藤 博(自)(研)前 75,835(16.7)	大分 井上 喜幸(5自)(研)前 75,182(16.6)
当 大分 福島 雄(2自)(研)前 72,726(16.0)	大分 福島 雄(2自)(研)前 72,726(16.0)
当 大分 國田 謙二(2自)(研)前 66,456(14.7)	大分 國田 謙二(2自)(研)前 66,456(14.7)
当 大分 遠瀬 博之(2自)(研)前 64,228(14.2)	大分 遠瀬 博之(2自)(研)前 64,228(14.2)
当 大分 遠瀬 博之(2自)(研)前 57,501(12.7)	大分 川村 龍生(自)(研)前 89,668(18.8)
当 大分 川村 龍生(自)(研)前 11,958(2.6)	大分 川村 水城(自)(研)前 89,668(18.8)
当 大分 矢上 充夫(自)(研)前 8,578(1.9)	大分 矢上 充夫(自)(研)前 8,578(1.9)
当 大分 矢上 充夫(自)(研)前 6,424(1.4)	大分 小田 雅義(自)(研)前 6,424(1.4)
大分	
◇ 1 区(4-6)	大分 1 区(4-6)
当 大分 村山 富市(8社)前 108,343(22.2)	大分 村山 富市(8社)前 108,343(22.2)
当 大分 衛藤 是一(1自)(研)前 96,775(19.8)	大分 衛藤 是一(1自)(研)前 96,775(19.8)
当 大分 衛藤 是一(1自)(研)前 94,494(19.4)	大分 衛藤 是一(1自)(研)前 94,494(19.4)
当 大分 英次郎(5自)(研)前 89,668(18.8)	大分 英次郎(5自)(研)前 89,668(18.8)
当 大分 木下敬之助(民)前 83,007(17.0)	大分 木下敬之助(民)前 83,007(17.0)
当 大分 三重野 昇(共)新 15,339(3.1)	大分 三重野 昇(共)新 15,339(3.1)
当 大分 2 区(3-5)	大分 2 区(3-5)
当 大分 阿部未喜男(7社)前 75,425(28.5)	大分 阿部未喜男(7社)前 75,425(28.5)
当 大分 原田 隆(1自)(研)前 71,314(27.0)	大分 原田 隆(1自)(研)前 71,314(27.0)
当 大分 岩屋 駿(1無)(3新) 59,373(22.5)	大分 岩屋 駿(1無)(3新) 59,373(22.5)
当 大分 佐藤 重松(自)(研)前 6,458(2.4)	大分 佐藤 重松(自)(研)前 6,458(2.4)
宮崎	
◇ 1 区(3-6)	宮崎 1 区(3-6)
当 宮崎 大原 一三(4自)(研)前 108,942(25.4)	宮崎 大原 一三(4自)(研)前 108,942(25.4)
当 宮崎 松浦 利尚(5社)元 105,221(24.5)	宮崎 松浦 利尚(5社)元 105,221(24.5)
当 宮崎 米沢 隆(2自)(研)前 104,676(24.4)	宮崎 米沢 隆(2自)(研)前 104,676(24.4)
当 宮崎 江藤 隆美(自)(研)前 101,681(23.7)	宮崎 江藤 隆美(自)(研)前 101,681(23.7)
当 宮崎 浅田 浩二(共)新 7,721(1.8)	宮崎 浅田 浩二(共)新 7,721(1.8)
当 宮崎 首藤 行雄(無)新 565(0.1)	宮崎 首藤 行雄(無)新 565(0.1)
当 宮崎 昌典(1社)新 71,745(27.3)	宮崎 昌典(1社)新 71,745(27.3)
当 宮崎 中山 成彬(2自)(研)前 64,921(24.7)	宮崎 中山 成彬(2自)(研)前 64,921(24.7)
当 宮崎 持永 和見(2自)(研)前 61,547(23.4)	宮崎 持永 和見(2自)(研)前 61,547(23.4)
当 宮崎 中野 健(共)新 4,044(1.5)	宮崎 中野 健(共)新 4,044(1.5)

衆議院議員総選挙の得票数・得票率

日本社会党選挙対策委員会

執行日 投票率	社会党	自民党	公明党	民社党	共産党	新自ク	社民連	諸派	無所属
第37回 83.12.18 投票率67.94%	得票数 1,9.5	25,982,785	5,745,751	4,129,907	5,302,485	1,341,584	381,045	62,323	2,788,735
	得票率 候補者 1.44	45.8	10.1	7.3	9.3	2.4	0.7	0.1	4.9
									84
第38回 86.7.6 投票率71.40%	得票数 1,7.2	29,875,501	5,701,277	3,895,858	5,313,246	1,114,800	499,670	120,627	3,515,043
	得票率 候補者 1.38	49.4	9.4	6.4	8.8	1.8	0.8	0.2	5.8
									100
第39回 90.2.18 投票率73.31%	得票数 1,4.9	30,315,410	5,242,674	3,178,949	5,226,985	—	566,957	340,327	4,807,520
	得票率 候補者 1.49	46.1	8.0	4.8	8.0	—	0.7	0.5	7.3
									156

注、第39回の進歩党は諸派へ、候補者数、得票数・率、は投票日、開票日現在(追加公認等含まず)。

総選挙の党派別・都道府県別当選者数と得票数・得票率

(注) 各党派の数字は当選者数、得票数、得票率の順。得票率は小数点以下第2位を四捨五入。各欄の表記は「得票率」を含む=本社議題。

定数	北海道	北海道選舉	東北	東北選舉	関東	関東選舉	中部	中部選舉	近畿	近畿選舉	中国	中国選舉	四国	四国選舉	九州	九州選舉	沖縄	沖縄選舉	合計	無所属	計	得票率	得票数	当選者数	公明	社会	自民	進歩	共産	民社	社民連	諸派	
85年(511)	390	26,487,501	4,94	85	16,412,541	4,61	275	30,315,410	4,61	136	16,025,408	24,4	45	5,242,674	8,0	16	5,224,986	8,0	14	3,786,949	4,8	1	281,783	0,4	0	58,534	0,1	21	4,897,520	7,3	65,704,920	90,322,908	
83年(512)	290	25,482,756	4,58	112	11,467,082	19,5	58	5,765,761	10,1	25	1,297	25,6	1	861,764	14,0	26	5,312,366	9,3	4,38	3,985,858	6,4	3	381,145	-0,7	-	0	120,637	0,2	9	3,575,043	4,9	56,448,660	86,426,804
合計	512	54,970,257	9,52	271	37,816,051	4,61	276	50,315,410	4,61	137	16,025,408	24,4	46	5,242,674	8,0	15	5,224,986	8,0	15	3,786,949	4,8	1	281,783	0,4	0	58,534	0,1	21	4,897,520	7,3	65,704,920	90,322,908	

一九九〇・二・二八

談
話

日本社会党
書記長 山口鶴男

一、海部首相は本日、第二次内閣を出発させた。自民党内の激しい派閥争いで難航した

末の発足であり、まさに「派閥力学に押しつぶされた内閣」といわざるをえない。

一、今回の党役員の選出と内閣改造は、さきの総選挙で「安定多数」となった自民党のおごりの姿勢が端的に示されている。党三役の中にロッキード、リクルート事件の関係議員を復権させたばかりか、内閣改造にあたっては、リクルート汚染の派閥領袖の竹下、安倍、渡辺の三氏の主導のもとに、派閥の順送り人事が優先されたのである。

その余波を強く受けて、総選挙目当てに起用された女性閣僚は使い捨てにされた。この実態は、第二次海部内閣の政治的性格を如実に示すものであり、リクルート疑惑徹

底解明、政界浄化、政治倫理の確立を熱望する国民の期待を裏切るものである。

一、わが国はいま、消費税、政治改革、農政、地価抑制をはじめ日米構造協議、政治・経済の国際協調、冷戦終結後の新しい

一九九〇・二・二八

合意メモ

参議院社会党・公明党・連合参議院・民社党

一、参議院の社会党・公明党・参議院連合、民社党、以上四会派の国会対策委員長は、二月二八日一二時から会合を持ち、補正予算に対する対応について協議した。

二、その結果、今回の補正予算は、財政法第二十九条に定める条件（義務費の不足、予算作成後に生じた事由により特に緊要となつた経費）に該当しない経費が多数含ま

外交理念の確立など重大な政治課題に直面し、世界の人々はこれらの課題に対する日本の対応を冷静に見守っている。それにもかかわらず、旧態依然とした自民党内の派閥の論理で内閣が編成されたことで、その「内向き政治」に対する国内外からの批判と不信が高まることは必至である。

一、わが党は、この特別国会において、なめらかに野党共闘を強めて消費税廃止をはじめ、政治改革、平和・軍縮、国民生活の安定と向上など九〇年代日本の出発にふさわしい論議を開拓し、国民の支持と協力を求める決意である。

れており、「賛成し難い」という認識で一致した。

三、しかし、補正予算案のなかには野党も賛成して既に法改正が行われた、公務員給与改善費や、年金改善措置、又緊急を要する災害対策等の経費も含まれており、これらの財政法二十九条に該当する経費の補正についてはその必要性を認めるものである。

四、従つて、四会派としては、予算委員会での審議を通じて財政法二十九条に該当しない経費については、削除を要求するとともに、修正案を提出することについても担当者で具体的な協議を進めることとした。

もう一つの日本と世界

—21世紀への社会経済転換計画—



土井たか子委員長

重んだ政治や社会を
変え、世界と共に生
きる日本の現実は可
能なのか。私たち社
会は

会黨の「もう一つの日本と世界」—21世紀への社会経済転換計画は、その一つの回答です。国政の場で、地域社会の中で、そして世界との交流の場で検証されることを願ってや
みません。(本書「発刊にあたって」から)

本書の活用で地域政策づくりを!

—内 容—

私たちの選択

リクルート、不公平税制…
こうした歪んだ政治や社会を
変えるために

- I もう一つの生活、もう一つの日本と世界を
- II 社会経済の転換・われわれの設計図
 - (i) 転換のための七つの目標
 1. 新しい豊かさ・生活の質の向上
 2. 豊かな社会・人間の都市をつくる
 3. 新しい産業政策、産業構造の展望
 4. 財政・税制・金融政策の方向を変える
 5. 世界に貢献する日本・グローバルな視点に立つ経済政策
 6. 平和・軍縮の象徴となる日本
 7. 豊かな人間性と文化の社会
 - (ii) 社会経済転換計画をすすめるプロセス
—二段階・二つの中期五カ年計画—
 1. 21世紀への改革の前提条件
 2. 第一段階・中期五カ年計画の基本的考え方
 3. 豊かな社会への七つの改革プラン
- III 国民の力が社会を変える

発売中!

価格 600円 郵送料別

お申し込みはお早目に

日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

T E L 03 (581) 5111 内線 3880-4

F A X 03 (502) 5857

編集後記

い企業」に育成するというのが、郵政省のスタンスです。そうすれば、公正競争が確保され、やがてその恩恵はからずや国民・利用者に還元される、という理屈です。

▼NTTを「分割したい」とする郵政省の見解は、なんど聞いてもなかなか理解できません。郵政省によれば、わが国最大の企業規模を誇るNTTは、その巨大性なるが故に経営の効率化に限界があり、公正競争を損い、引いては国民・利用者に企業の収益が十分還元されていない、と言うことになります。そして郵政省は、一九九五年を目途にNTTの全国ネットワークを長距離通信部門と市内通信部門に分割し、かつ、一两年以内に移動体通信業務をNTTから分離させる、と結論づけしているわけです。

▼今回の分離・分割案は、NTT法の付則第二条にある「五年以内に、会社のあり方に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ことを具体化した、というのが郵政省の見解です。NTTを民営化に移行させて以来、最大の政策課題であった電気通信事業における公正競争条件の整備を進めるというものです。つまり、公正競争のためには「大きく、強い」NTTを「小さく、弱い」NTTにする。他方で、第二電電、日本テレコム、日本高速通信など、新規参入事業者を「強

政策資料編集委員会	
委員長	伊藤茂
編集委員	岩垂寿喜男
小野信一	細谷治嘉
小林恒人	上原康助
中村恒利	松前仰
水田稔	河上民雄
久保亘	清水勇
志苦裕	戸田菊雄
安田修三	永井孝信
志苦裕	志苦裕
久保亘	久保亘
福間知之	村沢牧
矢田部理	瀬尾忠博
押田三郎	渡辺博
佐間田勝美	浜谷惇
温井寛	佐藤敬治
佐藤敬治	本岡昭次

会計監査	兼事務局長
定価	一部 三〇〇円
送料	一部 五一円
年間購読料	四二〇〇円（前納）
又は	ご送金は左記へお願ひいたします。
郵便振替	東京8-80821

「政策資料」購読料のお知らせ

サービスの改善が思うにまかせず、五年見直しでやるべきことは、規制の緩和にある、と。

▼当然です。消費者の立場にたつて電気通信事業とNTTのあり方を考えることがあまりにも欠落しています。郵政省には分割案を撤回してもらつて、もう一度検討のやり直しを要求したい。分割阻止、いよいよこれからが本番、勝負です。

(H)

大和銀行 衆議院支店
普通 203888

日本社会党政策審議会



POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

April 1990

No. 283

Foreword ; Takanobu NAGAI

Special Issue ; JSP's Major Policies and Statements Made During the 39th General Election Campaign

Observation on the Structural Impediments Initiative between Japan
and USA

Proposal for Freezing of the Military Budget

Proposal for a Reform of the Diet Structure

Targets of International Social Cooperation in 1990s

Demand to recompile the National Budget for Fiscal 1990

A Abolition Programme of Consumption Tax II

Proposal for Establishment of Home Care Call System

Proposal for Better Quality of Life

Disarmament and Peace in Asian Area

Five Proposals for Better and Freer Education

Documents :

Statement of Mr. T. YAMAGUCHI, General Secretary of JSP

Regarding the KAIFU Reshuffled Cabinet

Agreement Reached by Four Opposition Parties of the Upper House
Concerning the Supplementary National Budget for Fiscal 1989

PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE JAPAN SOCIALIST PARTY

First Members' Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)581-5111 Ext. 3880~4 Fax (03)502-5857

政策資料 4 月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊 藤 茂

發 行 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館
電話 東京 03(581)5111 内線 3880~4
FAX 東京 03(502)5857

定価 300 円 (送料51円)